

## 第2次伊佐市総合振興計画（案）

### 目次

※ページ番号＝調整中

## 第1章 序論

|                          |           |    |
|--------------------------|-----------|----|
| 計画策定の趣旨                  | ・ ・ ・ ・ ・ | 1  |
| 計画の位置づけ                  | ・ ・ ・ ・ ・ | 1  |
| 計画の構成と期間                 | ・ ・ ・ ・ ・ | 2  |
| 計画の進捗管理                  | ・ ・ ・ ・ ・ | 3  |
| S D G s 達成に向けた取組と市の施策の関連 | ・ ・ ・ ・ ・ | 4  |
| 時代の潮流                    |           |    |
| 人口減少と少子高齢化の進行            | ・ ・ ・ ・ ・ | 5  |
| 高度情報化・グローバル化の進展          | ・ ・ ・ ・ ・ | 5  |
| 環境問題の深刻化                 | ・ ・ ・ ・ ・ | 6  |
| 安全・安心に対する意識の高まり          | ・ ・ ・ ・ ・ | 6  |
| 価値観・ライフスタイルの多様化          | ・ ・ ・ ・ ・ | 7  |
| 伊佐市の概況                   |           |    |
| 人口・世帯                    | ・ ・ ・ ・ ・ | 8  |
| 気候                       | ・ ・ ・ ・ ・ | 9  |
| 産業                       | ・ ・ ・ ・ ・ | 11 |
| 財政状況                     | ・ ・ ・ ・ ・ | 12 |
| 市民アンケート                  | ・ ・ ・ ・ ・ | 13 |

## 第2章 基本構想

|                |           |    |
|----------------|-----------|----|
| 基本理念とまちづくりの将来像 | ・ ・ ・ ・ ・ | 15 |
| 人口の将来目標        | ・ ・ ・ ・ ・ | 18 |
| 基本目標           | ・ ・ ・ ・ ・ | 19 |
| 施策の体系          | ・ ・ ・ ・ ・ | 20 |

### 第3章 基本計画

#### 1 笑顔で創る明るいまち

- |                    |           |    |
|--------------------|-----------|----|
| 1 共生協働、コミュニティ活動の推進 | ・ ・ ・ ・ ・ | 21 |
| 2 一人ひとりの人権の尊重      | ・ ・ ・ ・ ・ | 22 |

#### 2 安心して子育てができるまち

- |            |           |    |
|------------|-----------|----|
| 1 子育て支援の充実 | ・ ・ ・ ・ ・ | 25 |
|------------|-----------|----|

#### 3 郷土を愛し、豊かな心を育むまち

- |            |           |    |
|------------|-----------|----|
| 1 学校教育の充実  | ・ ・ ・ ・ ・ | 28 |
| 2 社会教育の充実  | ・ ・ ・ ・ ・ | 31 |
| 3 歴史、文化の継承 | ・ ・ ・ ・ ・ | 34 |
| 4 スポーツの推進  | ・ ・ ・ ・ ・ | 36 |

#### 4 とともに支え合い、いきいきと暮らせるまち

- |                    |           |    |
|--------------------|-----------|----|
| 1 高齢者福祉の充実         | ・ ・ ・ ・ ・ | 38 |
| 2 健康づくりの推進、医療体制の確保 | ・ ・ ・ ・ ・ | 42 |
| 3 とともに支え合う地域づくり    | ・ ・ ・ ・ ・ | 44 |

#### 5 活力ある産業と賑わいのあるまち

- |                   |           |    |
|-------------------|-----------|----|
| 1 農林水産業の振興        | ・ ・ ・ ・ ・ | 46 |
| 2 商工業の振興、雇用の確保と創出 | ・ ・ ・ ・ ・ | 50 |
| 3 観光・交流、移住定住の推進   | ・ ・ ・ ・ ・ | 53 |

#### 6 安全、安心な住みよいまち

- |              |           |    |
|--------------|-----------|----|
| 1 交通・通信環境の整備 | ・ ・ ・ ・ ・ | 56 |
| 2 生活環境の整備    | ・ ・ ・ ・ ・ | 59 |
| 3 自然環境の保全    | ・ ・ ・ ・ ・ | 62 |
| 4 防災の充実、治安   | ・ ・ ・ ・ ・ | 64 |

#### 用語解説

・ ・ ・ ・ ・ 69

# 第 1 章 序論

## 計画策定の趣旨

伊佐市は、平成 20 年 11 月に誕生し、平成 23 年を始期とする第 1 次伊佐市総合振興計画に基づき、まちづくりを進めてきました。

これまでの間、合併したことによる効果を引き出すために行財政改革に取り組むとともに、産業経済、生活環境、保健福祉、教育文化等の様々な分野において、施策を実行してきました。

しかし、少子高齢化、人口減少は急速に進行し、コロナ禍を契機に社会全体でデジタル化が推進されるなど、社会情勢は変化を続けています。

こうした時代の変化に対応するため、第 1 次伊佐市総合振興計画（後期基本計画）の取組を検証しながら、伊佐市総合振興計画審議会や市民の意見等を踏まえた上で、「第 2 次伊佐市総合振興計画（以下「第 2 次総合振興計画」という。）を策定しました。

また、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくために、第 2 期伊佐市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を第 2 次総合振興計画の重点施策として位置付けることで、一体的に取り組むこととしました。

## 計画の位置づけ

第 2 次総合振興計画は、市政運営を総合的かつ計画的に進めていく上での最上位の計画として策定するものです。

また、本市が目指す将来像の実現に向け、市民と行政が互いに尊重しながら、それぞれの役割に応じて主体的にまちづくりを進めていくための共有の指針とします。

## 計画の構成と期間

第2次総合振興計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層で構成します。

### 1 基本構想【計画期間 10 年】

まちづくりを総合的かつ計画的に進めていくために、目指すべき「まちづくりの将来像」と分野別の「基本目標」を定めます。

計画期間は、令和5年度（2023）から令和14年度（2032）までの10年間とします。

### 2 基本計画【計画期間 5 年】

基本構想に掲げる「まちづくりの将来像」や分野別の「基本目標」に基づき、市が取り組む施策の方向性を定めます。前期と後期に分けて策定するもので、計画期間はそれぞれ5年間とします。

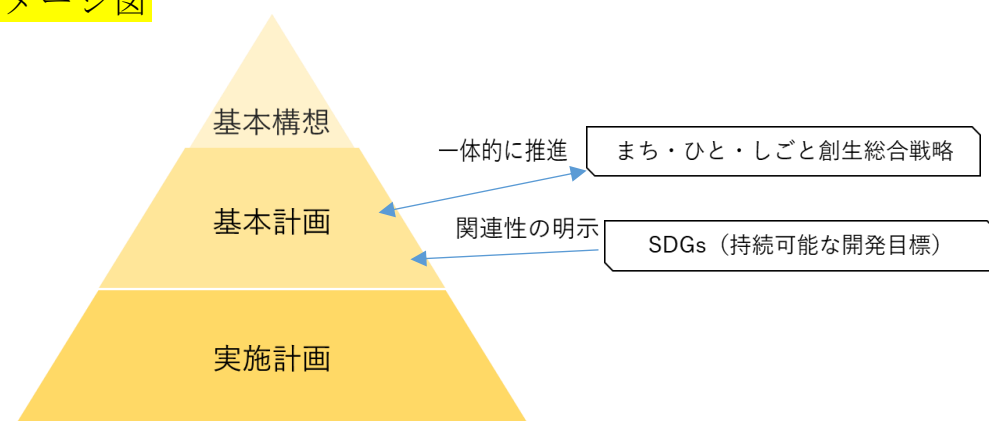
○前期基本計画 令和5年度（2023）から令和9年度（2027）まで

○後期基本計画 令和10年度（2028）から令和14年度（2032）まで

### 3 実施計画【計画期間 3 年】

実施計画は、「基本計画」で定めた施策の方向性を実現するために実施する事務事業の事業量等を具体化したものです。毎年度見直しを行うローリング方式とします。

#### 3層構造のイメージ図



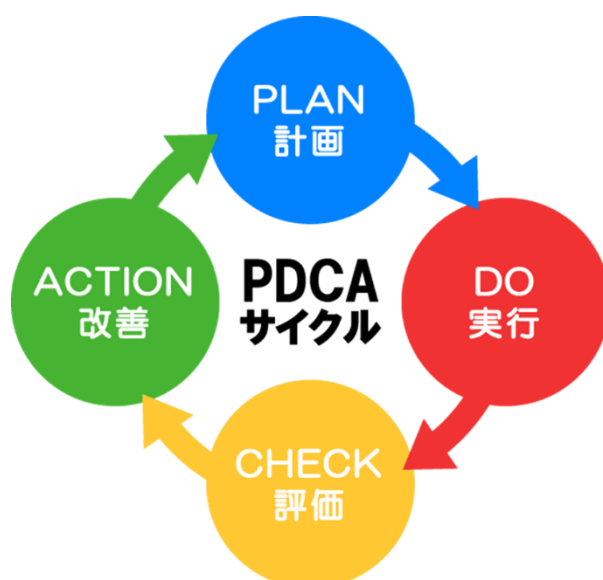
## 計画期間の工程イメージ図

| 年度   | 令和 5 年 | 令和 6 年 | 令和 7 年 | 令和 8 年 | 令和 9 年 | 令和10年  | 令和11年 | 令和12年 | 令和13年 | 令和14年 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 基本構想 | 10年間   |        |        |        |        |        |       |       |       |       |
| 基本計画 | 前期 5 年 |        |        |        |        | 後期 5 年 |       |       |       |       |
| 実施計画 | 毎年度見直し |        |        |        |        |        |       |       |       |       |

## 計画の進捗管理

第2次総合振興計画では、基本計画の各項目において重要業績評価指標（KPI）を設定し、PDCAサイクルによる効果検証を行い、必要に応じた見直し、改善を行います。

また、その効果検証を外部委員で構成する「伊佐市総合振興計画審議会」において毎年度実施し、その評価結果を公表するなど、市民と情報共有を図ります。



※Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)の4段階を繰り返して業務を継続的に改善する方法。

## S D G s 達成に向けた取組と市の施策の関連

S D G s は、世界中の社会課題をあらゆる角度から解決し、誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会を目指す世界共通の目標として、2015 年 9 月の国連サミットで採択されました。

本市の施策の方向性の多くは、S D G s の目指す方向と同様であるため、S D G s に掲げられた 17 の目標を個別施策と関連付け、第 2 次総合振興計画を推進することで S D G s 達成に向けた取組を推進します。



## 時代の潮流

### 1 人口減少と少子高齢化の進行

・我が国の人口は、2015 年国勢調査において、同調査開始以来初めて人口が減少に転じ、今後もこの流れは加速することが予想されています。

・地方では、若年層の就職等に伴う大都市圏への流出などが続いており、地域における担い手不足や、活力の低下を招くことが危惧されます。

・人口減少、少子高齢化は、社会保障費の増大、地域コミュニティの機能低下、産業、経済の衰退など、私たちの生活にマイナスの影響を及ぼすことが懸念されます。

・生活機能、交通の確保、地域産業の担い手確保、産業の振興などに取り組み、将来にわたって安心して暮らし続けることができる地域づくりを進める必要があります。

### 2 高度情報化・グローバル化の進展

・ICTの飛躍的な発展により、場所、時間にとらわれないリアルタイムでの情報交換や、スマートフォンなどでのショッピングなど、世界規模で情報社会、経済の相互の結びつきが深まっています。

・ICT、IoT、AI、5G、クラウド等に至る技術革新が進展する中、デジタル技術が、社会の様々な場面（公共交通、農林業、医療、介護、教育等）に広がり始めていますが、新型コロナウイルス感染症拡大によって、様々な分野でデジタル化が遅れていることが浮き彫りになってきました。

・また、スマートフォンなどの普及で利便性が向上した一方で、個人情報漏えいによる、クレジットカードの不正利用などの被害に遭うことが危惧されます。

- ・行政や民間のデジタル化を進め、適切な情報管理の下、国や地域を越えた交流や、新たな技術の活用によって、地域経済の活性化や持続可能な地域社会の構築を進める必要があります。

### 3 環境問題の深刻化

- ・世界規模での人口増加や経済活動の拡大等でエネルギー需要が増加し、地球温暖化が進み、世界的な気候変動により、大規模な災害が頻発する状況が生じています。

- ・また、世界経済の発展に伴う森林の伐採、無秩序な開発などの影響を受け、生態系の消滅、縮小や、野生動植物の個体数の減少等が危惧される一方で、有害鳥獣の個体数の増加や生息域拡大による生態系への影響や農林業被害が懸念されます。

- ・自然環境の保全活用を図りながら、再生可能エネルギーの利用拡大や省エネルギーの推進などの脱炭素社会に向けた取組を進めるとともに、3R運動による循環型社会の形成を進める必要があります。

### 4 安全・安心に対する意識の高まり

- ・地球温暖化に起因する異常気象やそれに伴う自然災害が頻発しており、近年では毎年のように記録的な被害を及ぼす風水害が発生しています。

- ・また、特殊詐欺の多様化、複雑化をはじめ、消費生活トラブルなど、日常生活の安全・安心を脅かす様々な問題が発生しています。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会、経済、人々の行動や価値観、健康などあらゆる面に影響を及ぼしています。

- ・ロシアのウクライナ侵攻をはじめとする、国際社会を取り巻く厳しい情勢は、世界のあらゆる分野へ甚大な影響を及ぼすことが懸念され、本市のくらしの安全、安心に対して波及することも想定されます。

- ・安全・安心を脅かす身の回りの様々なリスクに対して、個人、家族、地域社会、行政がそれぞれの役割分担、関わり合いを意識しながら、的確に対応できる体制の構築を進める必要があります。



## 5 価値観・ライフスタイルの多様化

- ・家族形態の変化、就業構造の変化、情報技術の発達等に伴い、人々の働き方や生き方に対する価値観は多様化しています。
- ・人々の価値観は、生活の利便性を求めるだけでなく、生活の質を高めることを重視する方向に変化してきており、都市部から農村地域への移住や交流のニーズも高まっています。
- ・多様化する個性、価値観を尊重するとともに、お互いに認め合い、一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを図りながら、生活のあらゆる場面で、性別や年齢、障害の有無などにとらわれることなく、誰もが個性や能力を発揮できる社会の構築が望まれます。

## 伊佐市の概況

### 1 人口・世帯

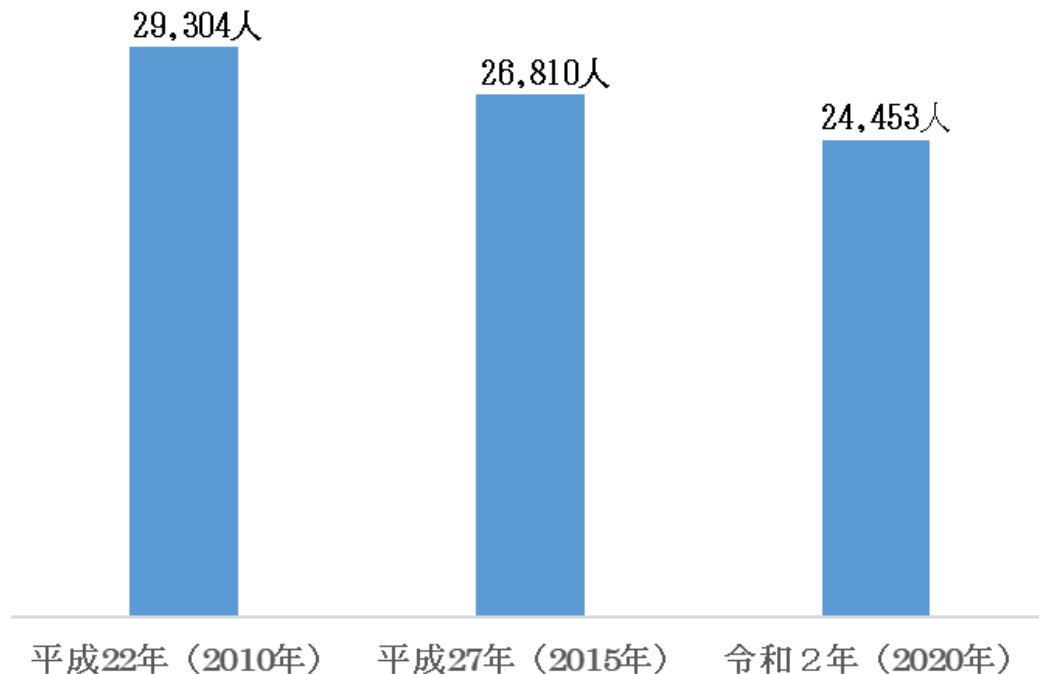
総人口 ○○○○○人（令和4年10月1日現在）

総世帯 ○○○○○世帯

令和2年国勢調査による人口は24,453人で、平成27年（26,810人）からの5年間で2,357人減少し、減少率は△8.8%となっています。

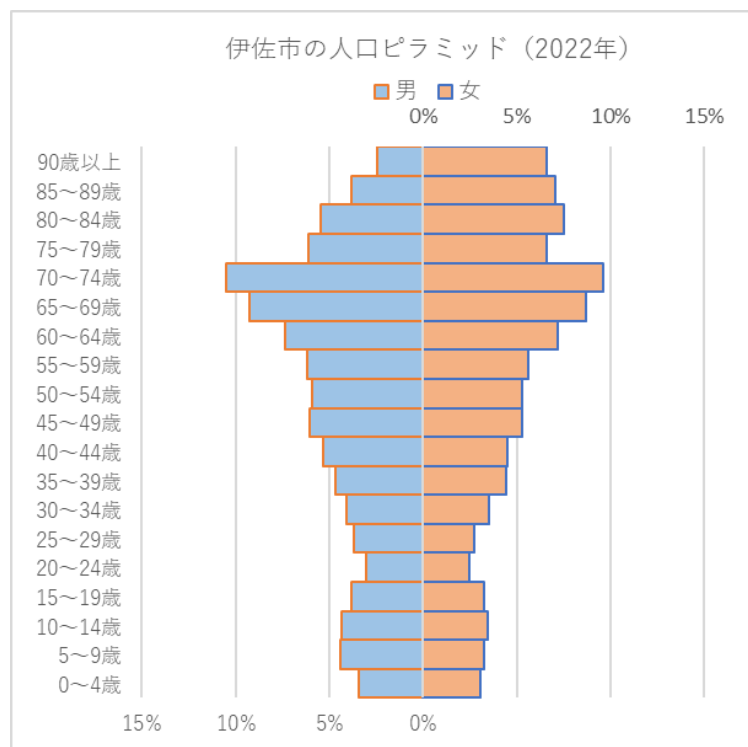
また、平成22年国勢調査による人口は29,304人で、平成27年までの5年間で2,494人減少し、減少率は△8.5%となっており、近年においては、人口減少が加速する傾向にあります。

伊佐市の過去10年間の人口推移



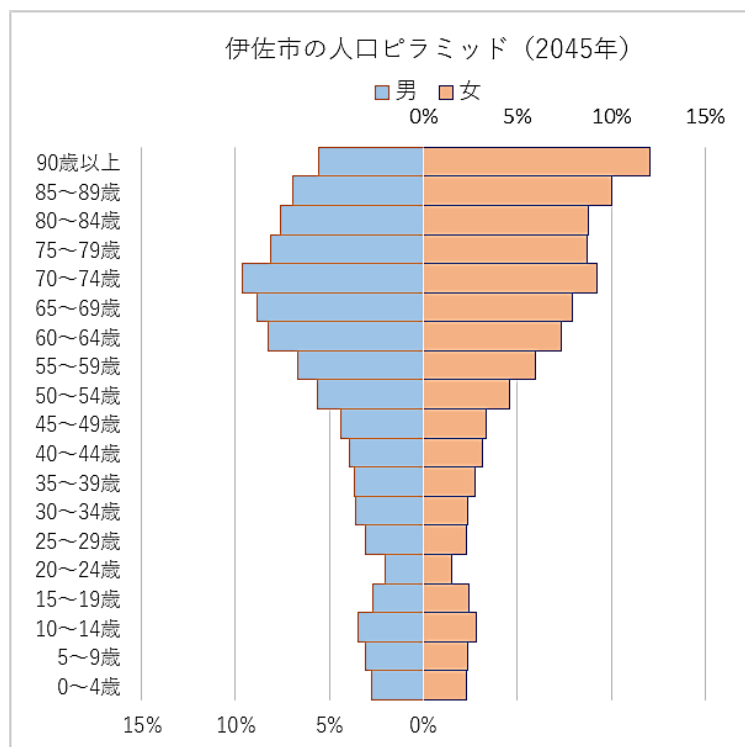
資料：総務省「国勢調査」

2022 年



(令和 4 年 3 月 31 日現在)

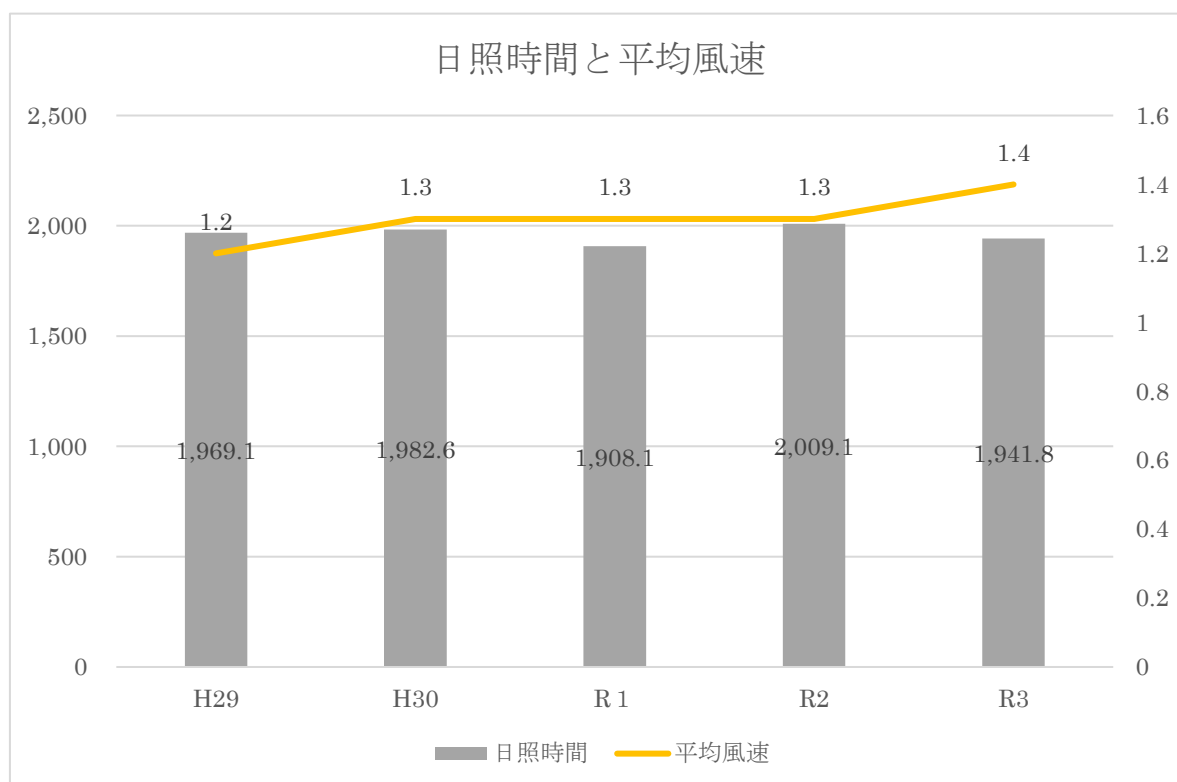
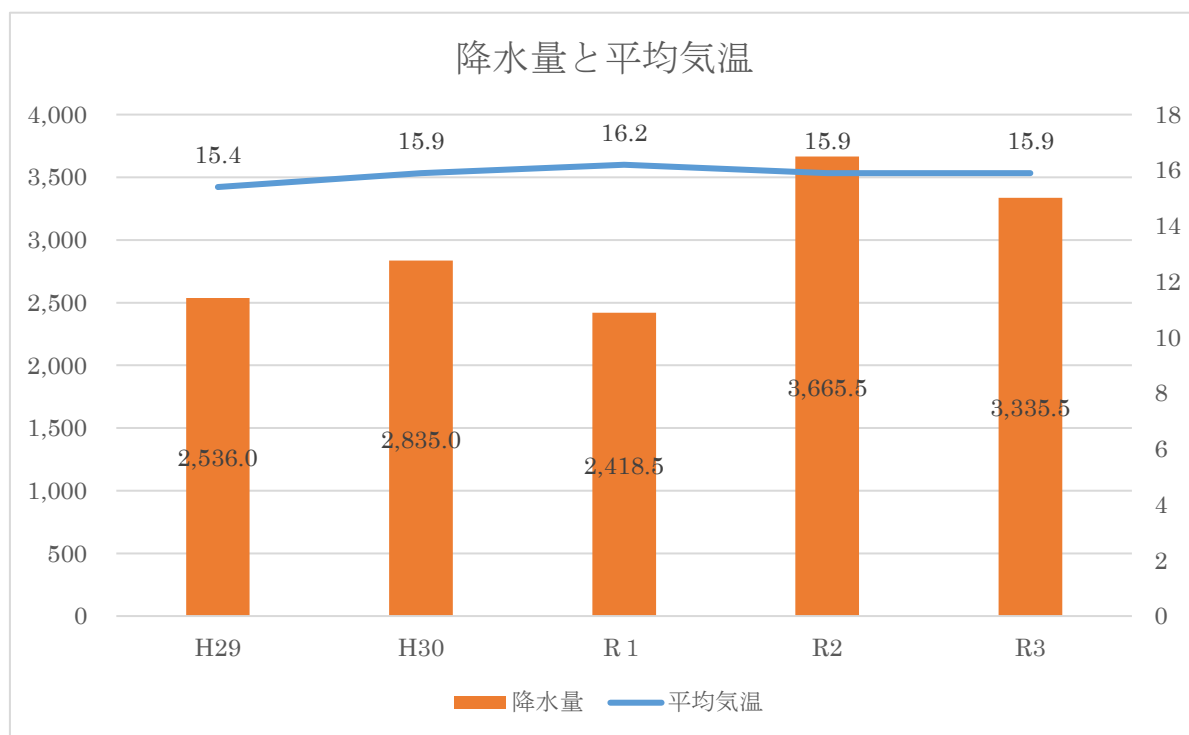
2045 年



資料：総務省「国勢調査」、  
社人研「日本の地域別将来推計人口(2018)」

## 2 気候

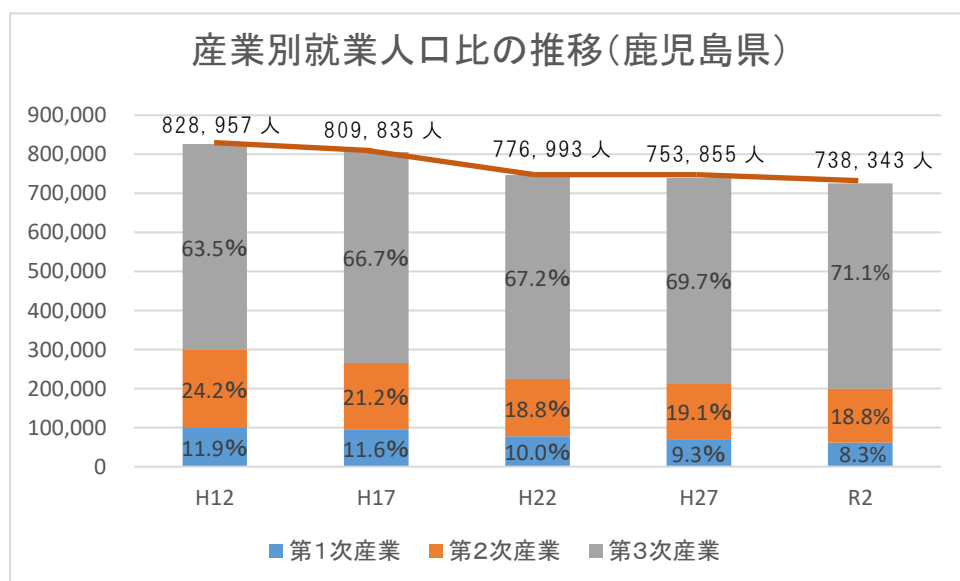
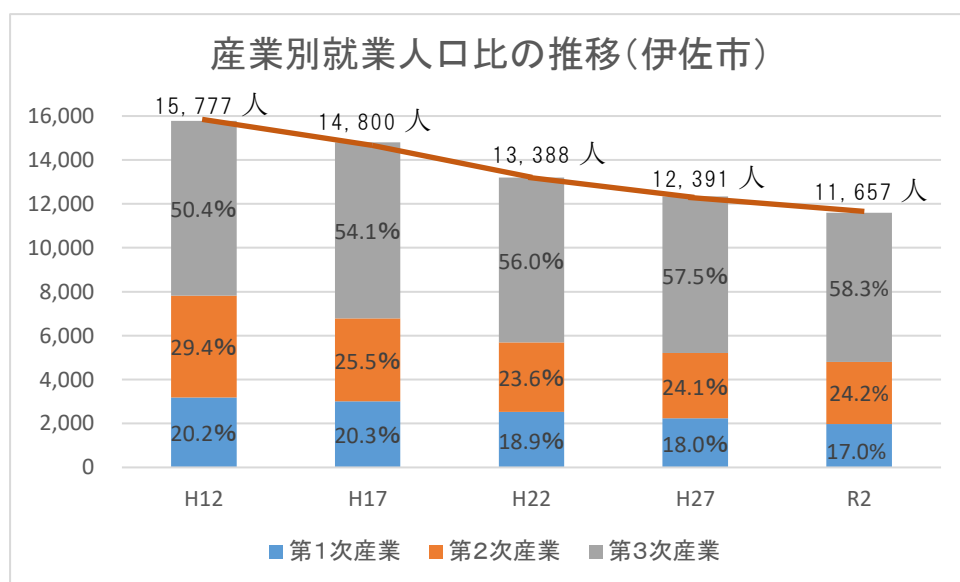
令和 3 年の本市の気象は、平均気温が 15.9℃、年間降水量が 3,335.5 mm、日照時間が 1,941.8 時間、平均風速が 1.4m/s となっています。



### 3 産業

本市の就業人口総数は、令和2年国勢調査によると11,657人で、平成22年国勢調査と比較して1,731人減少しており、減少率は13%で、県全体の就業人口総数の減少率5.0%との比較では8ポイントの差となっています。

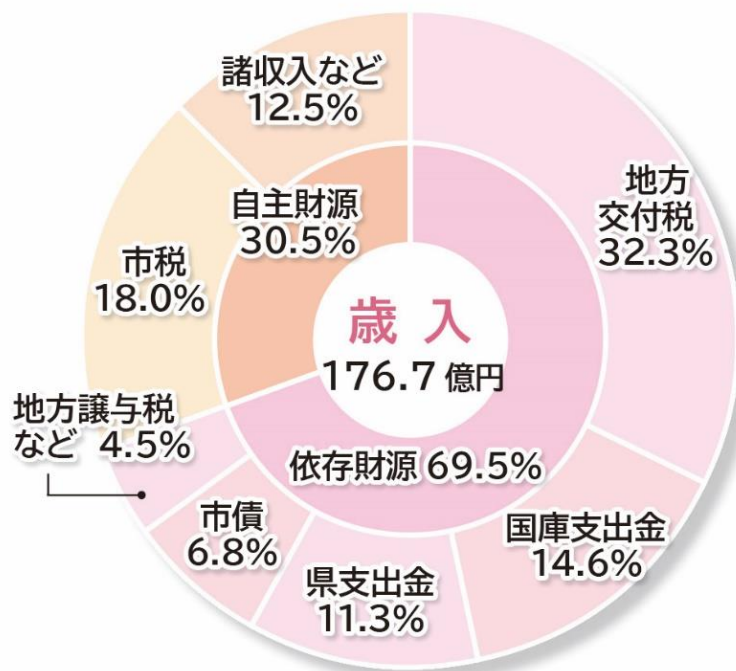
産業別割合では、第1次産業が17.0%、第2次産業が24.2%、第3次産業が58.3%で、平成22年と比較すると第1次産業の就業人口は僅かに減少し、第2次産業、第3次産業は緩やかな増加となっています。



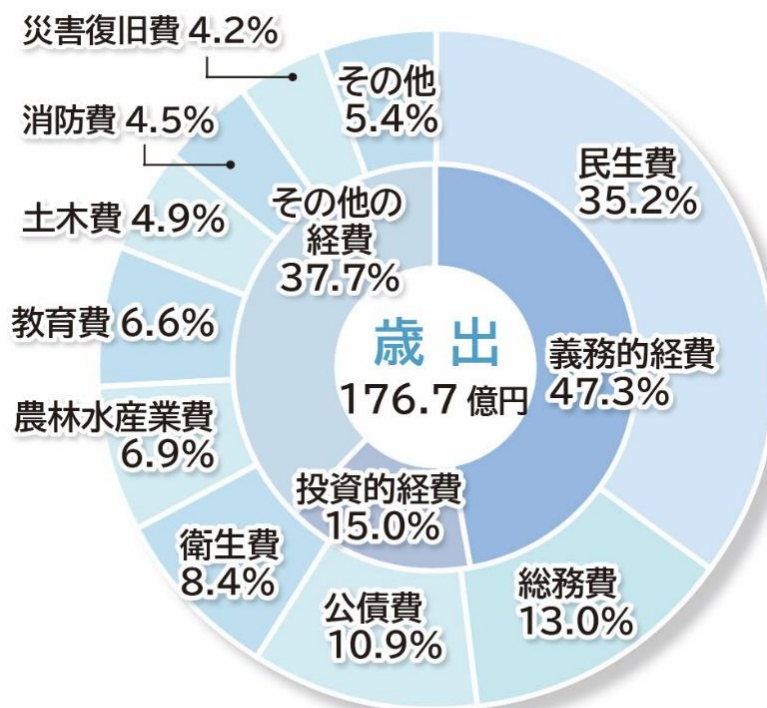
## 4 財政状況

### 令和4年度一般会計予算

#### 歳入



#### 歳出

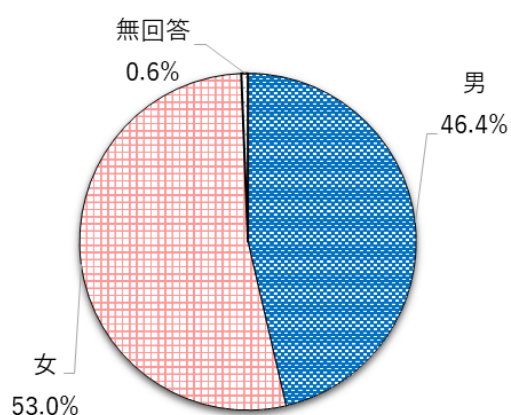


## 5 市民アンケート

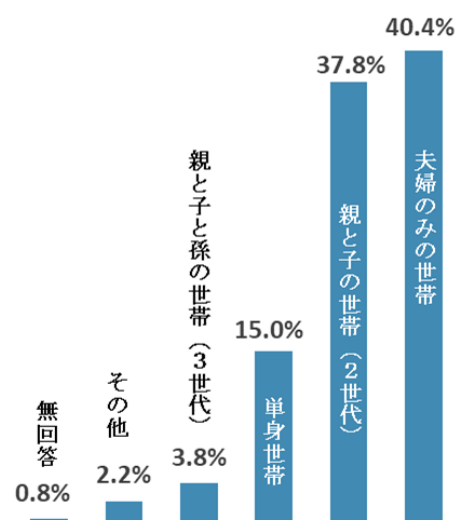
### 市民アンケート調査

- 1 実施期間：  
令和2年12月18日（金）～ 令和3年1月25日（月）
- 2 調査対象者：伊佐市内在住の18歳以上の市民
- 3 対象人数：3,000人
- 4 有効回答数：1,264件（回収率：42.1%）
- 5 回答者の属性

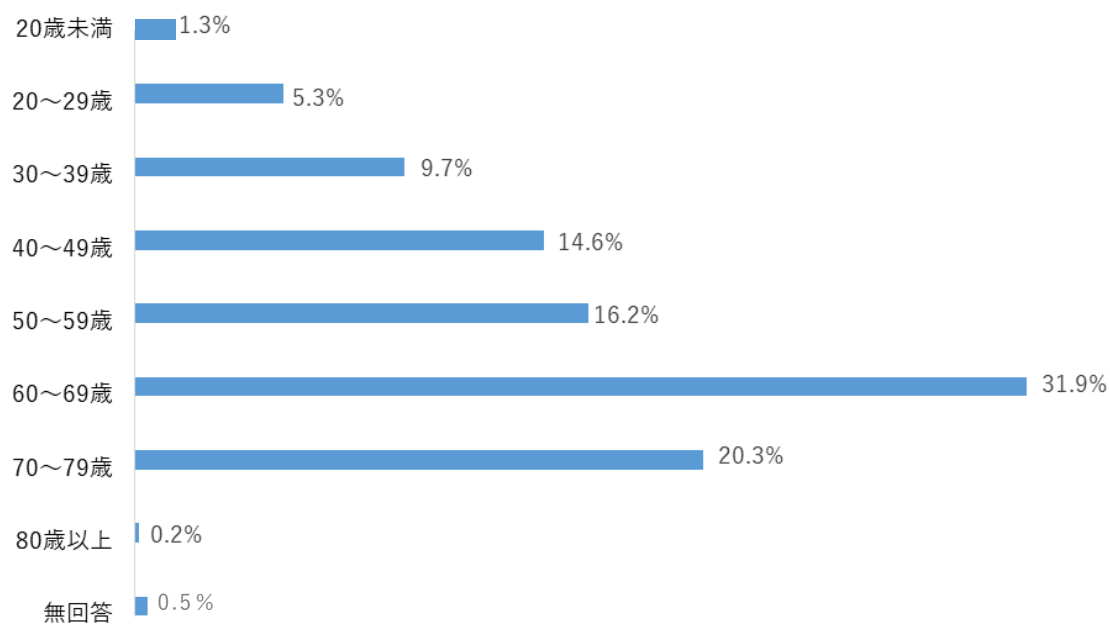
（性別）



（家族構成）

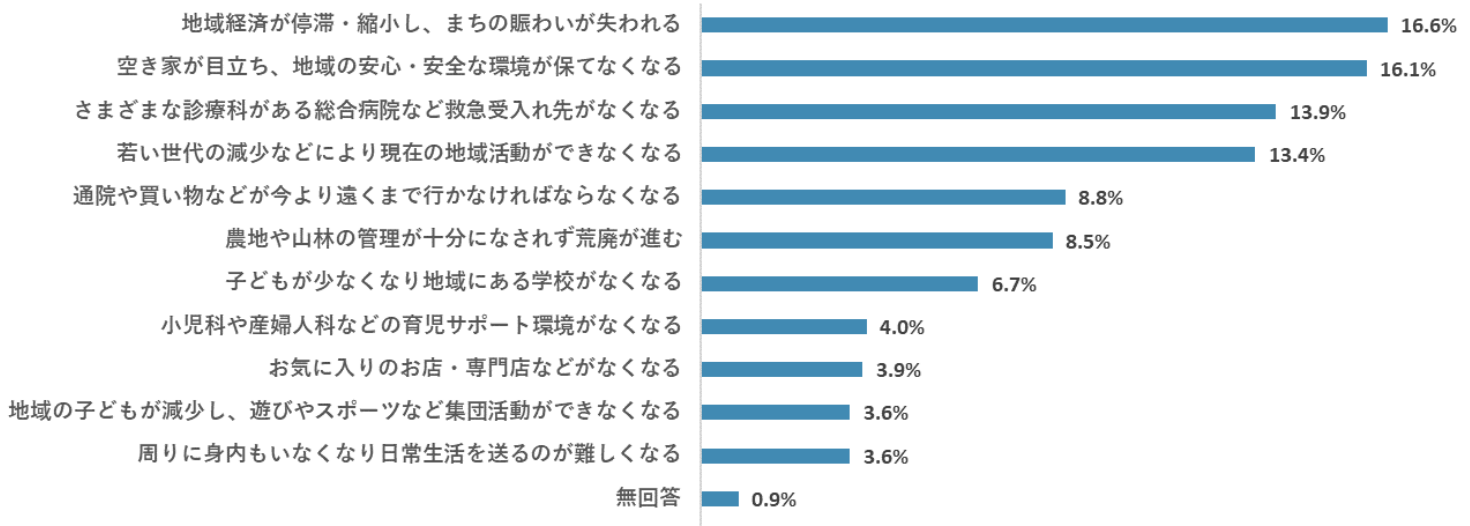


（年齢）



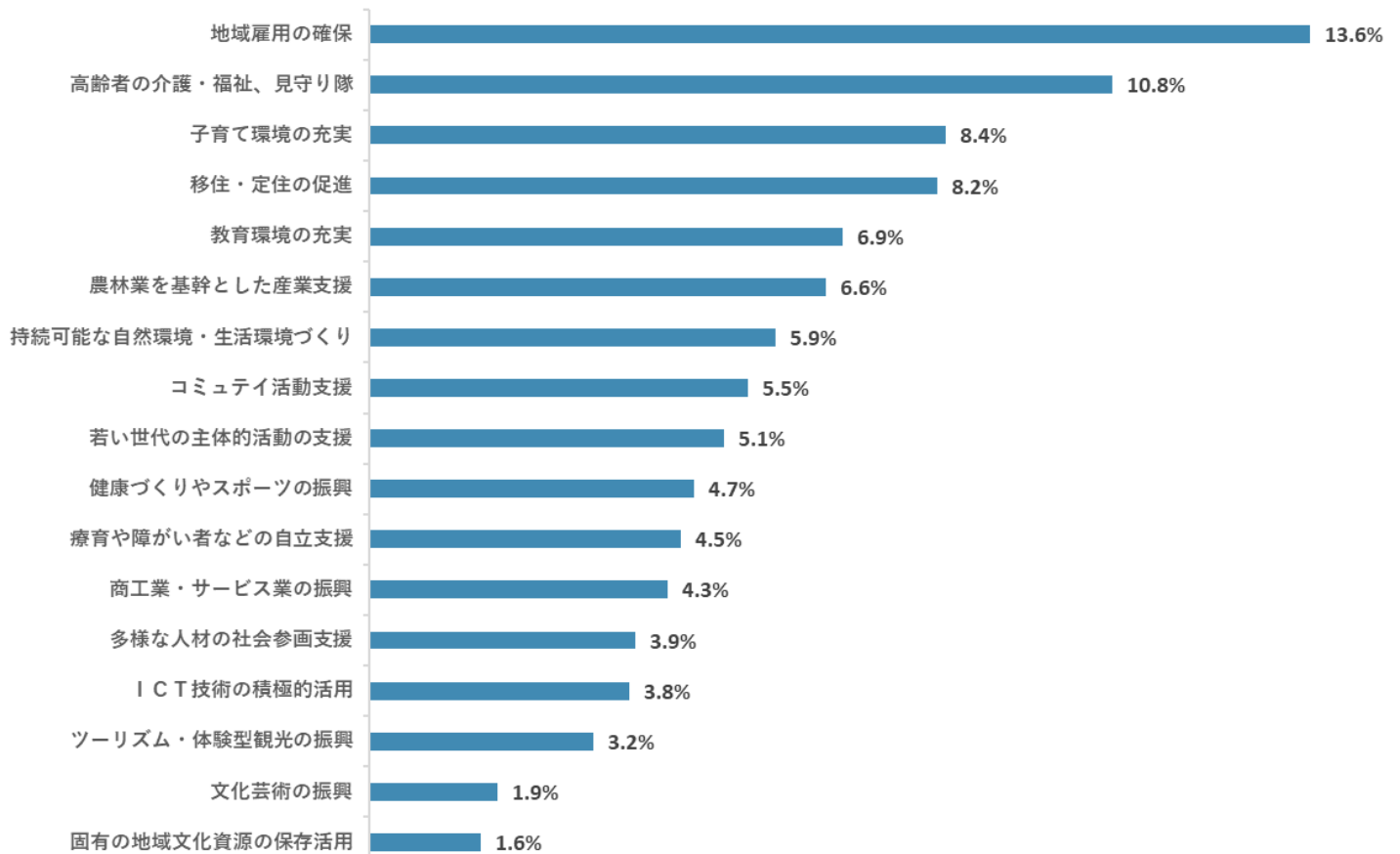
## 今後、お住まいの地域で心配となることは何ですか。

(3つ選択回答)



## これからの政策で特に力を入れて欲しいことは何ですか。

(5つまで選択回答)





## 第2章 基本構想

### 基本理念とまちづくりの将来像

#### 1 基本理念（伊佐市市民憲章）

平成 20 年 11 月に誕生した伊佐市は、世代を越えて支持できる市民憲章を制定するため、旧市町の憲章の理念を基本に、新たな発想を取り入れながら検討を進めました。市制 5 周年の節目である平成 25 年 11 月 1 日に、伊佐市市民憲章は制定されました。

#### 伊佐市市民憲章

わたしたちは、住みよいまち、誰もが訪れたくなる伊佐市をめざし、ここに憲章を制定します。

##### 一 ともに支え合い、思いやりのあるまちをつくります。

〔解説〕相互に支えあい思いやりをもつことで、それぞれの個性や能力を尊重した関係を持つことができる、共生協働の社会を構築していくという思いを表現しています。

##### 一 自然と歴史を未来につなぎ、恵み豊かなまちをつくります。

〔解説〕美しい自然と歴史を大切にし、未来へ引き継ぐとともに、かけがえない資源である自然を生かした産業などにより豊かな将来を創造していくという思いを表現しています。

一 きまりを守り、安心安全に暮らせるまちをつくります。

〔解説〕 お互いがきまりを守り、非常時などは助け合うことで、誰もが地域で安全に暮らすことができる、安らぎのあるまちにしていくという思いを表現しています。

一 心身ともに健康で、生きがいと活力のあるまちをつくります。

〔解説〕 一人ひとりが自主的に健康の保持・増進に取り組むことで、日々の生活に生きがいを持つことができ、活力のある元気なまちにしていくという思いを表現しています。

一 郷土に誇りを持ち、進んで学ぶ文化のまちをつくります。

〔解説〕 郷土の伝統や文化を生かした教育により、郷土に誇りを持ち、自ら学び自ら考える子どもを育み、世代を越えて共に学び合う、教育文化のまちにしていくという思いを表現しています。

伊佐市市民憲章は、誰もが住みたいと思えるまちにしていくための市民一人ひとりの行動指針とも言えるもので、伊佐に暮らすわたしたちにとってはもちろんのこと、市外の方々からも魅力的に感じられる伊佐市を目指すという思いを表現しています。

この憲章をまちづくりの基本的な考え方として位置づけ、まちづくりを進めていくこととします。

## 2 まちづくりの将来像

人口減少、少子高齢化の進行、高度情報化・グローバル化の進展、価値観・ライフスタイルの多様化など、社会や暮らしを取り巻く環境は変化し続けています。私たちは、こうした変化に対応し将来にわたって持続可能な地域社会を構築し、引き継いでいかなければなりません。

一人ひとりがお互いに尊重し合い、支え合い、いつまでも元気でいきいきと過ごすことができる伊佐、そのようなまちに暮らす人々は、明日への不安がなく、心穏やかに一日一日を生きることができ、自然と穏やかな笑顔になっていることが思い描かれます。

私たちが住み続けられるまちを創っていくために、本市が目指すまちづくりの将来像を次のとおり定めます。

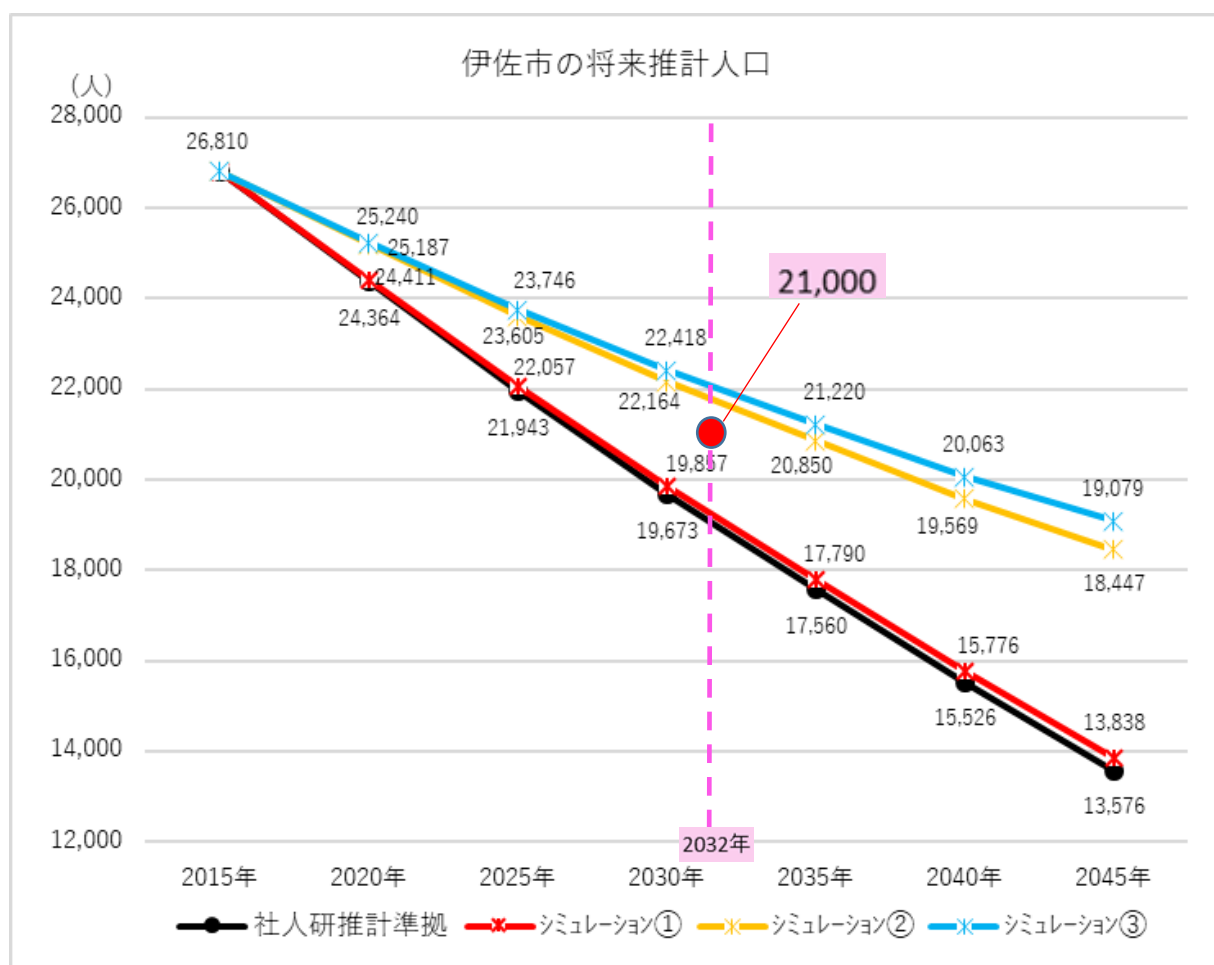
笑顔あふれ 一人ひとりが 幸せ感じるまち

## 人口の将来目標

令和2年3月に改訂した『伊佐市人口ビジョン』において、将来人口の推移について国立社会保障・人口問題研究所の推計を基に3つのパターンのシミュレーションを示しています。

また、『第2期伊佐市まち・ひと・しごと創生総合戦略』（以下「総合戦略」という。）（令和2年3月策定）においては、伊佐への新しいひとの流れをつくるために必要な取組について定めています。

第2次総合振興計画では、伊佐市人口ビジョンにおける3つのシミュレーションのうち、シミュレーション①をベースに総合戦略における取組により期待できる効果に加え、基本計画に定める分野ごとの各種施策を展開することで、人口減少の抑制に努め、令和14年度の本市の人口が約21,000人を維持するよう努めます。



|           | 合計特殊出生率に関する仮定    | 移動に関する仮定             |
|-----------|------------------|----------------------|
| 社人研推計準拠   | 1.8台で推移（社人研推計準拠） | 一定程度縮小すると仮定（社人研推計準拠） |
| シミュレーション① | 2030年までに2.1に上昇   | 一定程度縮小すると仮定（社人研推計準拠） |
| シミュレーション② | 1.8台で推移（社人研推計準拠） | 人口移動均衡（移動ゼロ）と仮定      |
| シミュレーション③ | 2030年までに2.1に上昇   | 人口移動均衡（移動ゼロ）と仮定      |

資料：伊佐市人口ビジョン（2020年3月改訂版）

## 基本目標

まちづくりの将来像を踏まえ、その実現に向けて、分野ごとの基本目標を次のとおり定めます。

- 1 笑顔で創る明るいまち【共生協働、人権】
- 2 安心して子育てができるまち【子育て】
- 3 郷土を愛し、豊かな心を育むまち【教育、文化、スポーツ】
- 4 ともに支え合い、いきいきと暮らせるまち【健康、福祉】
- 5 活力ある産業と賑わいのあるまち【産業経済】
- 6 安全、安心な住みよいまち【社会基盤、生活環境】

## 施策の体系

| 基本構想（10年）                   |                                   | 基本計画（5年）                                             |
|-----------------------------|-----------------------------------|------------------------------------------------------|
| 将来像                         | 基本目標                              | 施策                                                   |
| 笑顔あふれ<br>一人ひとりが<br>幸せを感じるまち | 1 笑顔で創る明るいまち<br>【共生協働、人権】         | 1 共生協働、コミュニティ活動の推進<br>2 一人ひとりの人権の尊重                  |
|                             | 2 安心して子育てができるまち<br>【子育て】          | 1 子育て支援の充実                                           |
|                             | 3 郷土を愛し、豊かな心を育むまち<br>【教育、文化、スポーツ】 | 1 学校教育の充実<br>2 社会教育の充実<br>3 歴史、文化の継承<br>4 スポーツの推進    |
|                             | 4 ともに支え合い、いきいきと暮らせるまち<br>【健康、福祉】  | 1 高齢者福祉の充実<br>2 健康づくりの推進、医療体制の確保<br>3 ともに支え合う地域づくり   |
|                             | 5 活力ある産業と賑わいのあるまち<br>【産業経済】       | 1 農林水産業の振興<br>2 商工業の振興、雇用の確保と創出<br>3 観光・交流、移住定住の推進   |
|                             | 6 安全、安心な住みよいまち<br>【社会基盤、生活環境】     | 1 交通・通信環境の整備<br>2 生活環境の整備<br>3 自然環境の保全<br>4 防災の充実、治安 |

## 第3章 基本計画

### 1 笑顔で創る明るいまち



#### 1 共生協働、コミュニティ活動の推進

##### 現状と課題

- ・本市は、自治会、コミュニティ協議会などの地域の基礎組織が、相互に補完し合って地域活動を支えてきています。
- ・人口減少、少子高齢化の進行に伴い、地域の課題は複雑化、多様化してきており、共生協働による地域が主体となったまちづくりが求められています。
- ・価値観やライフスタイルの多様化などにより、自治会の加入率は減少傾向が続いていますが、地域住民一人ひとりが地域を支える主体となるという意識の醸成を図っていくことが必要となります。
- ・旧来の習慣やならわしにとらわれることなく、それぞれの事情に配慮し、多くの住民が参加しやすい自治会活動や組織運営を行うことが求められます。
- ・行政と住民が連携し、お互いの役割分担を意識しながら協働により地域課題を解消していく必要があります。
- ・地域コミュニティの主体的な取組に対し、行政は可能な支援を講じていく必要があります。

「グラフ図」挿入予定

## 施策の主な取組

### (1) 住民自治の意識向上

住民がお互いに助け合い、共に考え、住みやすい地域にしていくため、地域の基礎組織である自治会、コミュニティ協議会の活動については、だれもが意見を言いやすい、参加しやすい環境づくりを推進します。

また、次世代の地域づくりの重要な担い手である子どもや若者が参加しやすい活動や多世代間の交流が生まれるような活動の支援を推進します。

### (2) 地域の自立・活性化支援

協働によるまちづくり活動への理解や関心を深めるため、地域の課題を地域住民や団体等が自ら解決する活動について情報提供し、新たな地域での活動につなげるとともに、その活動を支援します。

地域住民等が地域の活性化のために行う活動について、広く周知するなど、多くの人がある活動に関心を持ち支援する雰囲気醸成します。

### 【みんなができること】

- ・自治会に加入し、地域活動への理解を深め、積極的に参加しましょう。
- ・多様な生活者が地域社会に馴染めるよう、交流を深めましょう。
- ・積極的にあいさつを交わし、みんなが明るい元気なまちにしましょう。

| KPI（重要業績評価指標） | 基準値（2022） | 目標値（2027） |
|---------------|-----------|-----------|
| 自治会加入率        | 76.34%    | 76.34%    |

「写真・イラスト」挿入予定





## 2 一人ひとりの人権の尊重

### 現状と課題

- ・子どもや高齢者に対する虐待、女性に対する暴力、障がい者への差別が依然として存在し、感染症に関する誹謗中傷なども発生しています。
- ・インターネットでの人権侵害などは、匿名性により過激化する傾向にあります。
- ・社会情勢の変化に伴い、性的少数者への偏見や差別が顕在化するなど、人権問題は多様化しています。
- ・男女共同参画社会の実現は、国の最重要課題として位置付けられ、その実現に向けた環境の整備が必要となります。
- ・一人ひとりの人権が尊重され、誰もが多様な生き方を選択でき、個性や能力を発揮し、安心して暮らせるよう、人権教育・啓発を推進する必要があります。

「グラフ図」挿入予定

### 施策の主な取組

#### (1) 人権教育・人権啓発の推進

学校や地域、職場における定期的な人権学習を開催し、人権を侵害するあらゆる行為の防止についての理解と認識を深めます。

また、我が国固有の人権問題である同和問題をはじめ、様々な人権

侵害については、関係機関との連携による相談体制の充実を図り、早期発見、適切な対応に取り組みます。

## (2) 男女共同参画の推進

全ての人がお互いの意見を尊重し合い、多様な価値観と発想が取り入れられるように、政策・方針決定過程における審議会や委員会などの人選のバランスに配慮します。

また、市民一人ひとりのそれぞれの個性、多様な考え方を認め合い、誰もが安心してあらゆる分野で活動できる社会の構築をめざします。

### 【みんなができること】

- ・人権について正しい理解と認識を深めましょう。
- ・一人ひとりの個性を大切にし、相手の気持ちを思いやる習慣を持ちましょう。
- ・男女共同参画の視点を持ち、家庭、地域、職場などあらゆる場への男女共同参画意識の浸透を図りましょう。

| KPI（重要業績評価指標）      | 基準値（2022） | 目標値（2027） |
|--------------------|-----------|-----------|
| 「人権を考える市民のつどい」参加者数 | 150 人     | 200 人     |

「写真・イラスト」挿入予定

## 2 安心して子育てができるまち



### 1 子育て支援の充実

#### 現状と課題

- ・核家族化の進行や共働き世帯の増加、地域の繋がり希薄化などにより、子育てが家庭だけで行われる状況が増えています。
- ・身近なところで子育てに関する知識を学ぶことが少なくなっています。
- ・昔の子育てと今の子育てでは、発達理解や固定的性別役割分担意識などによる様々な考え方の差があり、世代間の考え方の差が保護者を追い詰めることがあります。
- ・子育て中の家庭で、子育てに不安を感じている市民の割合は 54.3% であり、不安の軽減のための相談体制や、妊娠・出産・子育てを通した切れ目のない支援をしていく必要があります。
- ・産後うつや児童虐待等への専門的な対応も必要となります。
- ・共働き世帯では、保育環境の充実や放課後における児童の健全育成などの支援が必要となります。
- ・安心して子育てできるように、子育てに関する情報を発信するとともに、医師会や県・大学病院と連携し産科・小児科等の医療体制を維持していく必要があります。
- ・本市の婚姻数は、減少傾向にあるため、結婚を希望する人に対して、出会いの場などの提供をする必要があります。

「グラフ図」挿入予定

## 施策の主な取組

### (1) 妊娠・出産・子育てを通した切れ目のない支援の充実

妊娠期から子育て期に至るまで、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの一体的な相談を行い、必要とする母子保健サービスや子育て支援施策が行き届く切れ目のない支援体制を構築します。

各種健診や親子教室、予防接種、子育て支援センター、発達支援、18歳までの相談体制等の充実を図るとともに、こども医療費や保育料等に対する経済的支援や、時代の変化にあわせ、子育て世代のニーズを把握しながら、必要な支援や仕組みづくりを検討します。

### (2) 幼児教育・保育の充実

必要とする子どもが利用できるよう幼児教育、保育の定員とニーズのバランスを調整するとともに、医療的ケア児の利用支援や保育士等の確保のための支援を行います。

また、保護者の就労形態の多様化等に対応するための延長保育や休日保育、病児保育などを継続します。

子どもの個性に応じたよりよい幼児教育・保育が行われるよう、関係機関の連携と支援の充実を図ります。

### (3) 地域と一体となった子育て支援の充実

少子高齢化、核家族化に伴い、地域ぐるみで子育てする体制が少なくなっていることから、子育てに悩み孤独感や負担感を抱いている保護者同士の交流促進や気軽に相談できる体制の整備、子どもの預かりサポートなど、保護者のニーズにあわせ、地域における子育て支援の充実に取り組みます。

障がいの有無に関わらず生まれた地域で育っていけるよう、多様性を認めあい誰もが暮らしやすい地域づくりを目指します。

子育て世代だけでなく、幅広い世代に現在の子育てについての知識や情報を発信します。

#### (4) 児童虐待対策の充実

専門職を配置し、関係機関と緊密に連携しながら支援が必要な家庭を把握し、早期から支援を行うことで虐待の発生予防に努めます。

虐待発生時の対応について、早急に確実な対応が行えるよう、関係者で共通認識を図ります。

虐待発生後も関係機関と連携し、役割分担や見守りを行いながら家庭を継続支援していきます。

#### 【みんなができること】

- ・子育てについて不安があるときは、一人で抱えずに話しやすい人や子育て支援機関に気軽に相談しましょう。
- ・児童虐待の疑いがある場合は、ためらわず、児童相談所、警察、市役所などに連絡しましょう。
- ・考え方の違い、多様性を尊重し、地域で子どもと子育て家庭を見守りましょう。

| KPI（重要業績評価指標）                                  | 基準値（2022） | 目標値（2027） |
|------------------------------------------------|-----------|-----------|
| 保育所等の待機児童数                                     | 0 人       | 0 人       |
| 「この地域で今後も子育てをしていきたい」と思う保護者の割合【乳幼児健診情報システム調査指標】 | 93.40%    | 93.40%    |
| 妊娠・出産について満足している保護者の割合【乳幼児健診情報システム調査指標】         | 94.20%    | 94.20%    |
| 子育て支援機関や認定こども園等必要な機関や支援を定期的に利用できている就学前家庭の割合    | 100%      | 100%      |

「写真・イラスト」挿入予定

### 3 郷土を愛し、豊かな心を育むまち



#### 1 学校教育の充実

##### 現状と課題

- ・これからの子どもたちは、国が目指す未来社会（Society5.0）を生きるために必要な力（資質・能力）と、他者を思いやり、多様性を尊重する価値観を身に付けることが求められます。
- ・予測困難な時代を生き抜くために、「文武両道」の志をもち、「生きる力」を備えた、心身ともにたくましい子どもを育成する必要があります。
- ・少子化により、学校の小規模化が急激に進行し、子ども同士の交流や体験不足など、社会性を培う場や機会が少なくなっています。
- ・コミュニティ・スクールにより学校と地域住民が目標やビジョンを共有して、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」をさらに推進する必要があります。
- ・各種学力調査では思考・表現に関する問題での正答率が低くなっています。
- ・基礎的な学習内容が定着していない児童生徒も多く、家庭における学習の充実を図る必要があります。
- ・家庭の養育環境が不安定な子どもへの対応、特別な支援を要する子どもの増加への対応、個々に寄り添った最適な対応のため、教師に加えスクールソーシャルワーカー・教育相談員・教育支援センター支援員等を活用し、教育相談等を積極的に行う必要があります。
- ・偏った栄養摂取、朝食欠食など食生活の乱れや肥満・痩身傾向など、子どもたちの健康を取り巻く問題が深刻化しています。
- ・ICT機器を活用して授業の充実を図り、資質・能力の向上を進める必要があります。

## 「グラフ図」挿入予定

### 施策の主な取組

#### (1) 豊かな心、確かな学力を育む教育の充実

主体的・対話的で深い学びを通して、確かな学力・豊かな人間性・健やかな心と体などの生きる力を身に付けるために、児童生徒の発達段階に応じた教育を推進し、学びの個別最適化を図ります。

児童生徒が豊かな語学力やコミュニケーション能力、異文化を理解する精神等を身に付けて、グローバルに活躍できる人材の育成に努めます。

健康な生活を送る上で、心身ともに健全であることは重要なことであり、基礎的な体力の向上や、それを支える食の大切さを学ぶ機会の充実を図ります。

いじめや不登校などは、その実態を的確に把握するとともに、早期解決に向けて、教育相談の充実と福祉等関係機関との一層の連携を図ります。

学習や活動の内容を記録し自己評価することで、自分の将来 や働きたい仕事、生き方を考えることができるキャリアパスポートによるキャリア教育の推進を図ります。

#### (2) 心身ともに健全な児童生徒の育成

健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めます。

特に、学校における食育の推進並びに体力の向上、安全及び心身の健康の保持増進に関する指導については、教科の指導だけでなく、全ての教育活動を通して適切な指導を行います。

### (3) 地域とともにある学校づくりの推進

保護者だけでなく地域に暮らす市民が学校と地域が目指す子ども像を共有して子どもの活動を支援し、また、学校運営や教育課題についても地域住民が参画して課題解決に当たるなど、学校・家庭・地域が連携・協力して子どもを育てる持続可能な取組として、コミュニティ・スクールの充実を図ります。

さらに、地域で採れた野菜や伊佐米などを学校給食に利用し、安全な食を提供するとともに、地域の産業、食文化などに興味を持ち理解が深まるよう、食の地産地消の取組を推進します。

#### 【みんなができること】

- ・家庭において、基本的な生活習慣や学習習慣を身に付け、運動の習慣化にも取り組みましょう。
- ・学校やPTA、地域との連携を密にし、子どもが健やかに育つ環境づくりに努めましょう。

| KPI（重要業績評価指標）     | 基準値（2022） | 目標値（2027） |
|-------------------|-----------|-----------|
| 不登校児童生徒の割合（小学校）   | 1.11%     | 0.55%     |
| 不登校児童生徒の割合（中学校）   | 5.83%     | 3.64%     |
| 英語検定助成申請者の割合（中学生） | -         | 30%       |

「写真・イラスト」挿入予定





## 2 社会教育の充実

### 現状と課題

- ・価値観、余暇の過ごし方などが多様化してきていることから、心の豊かさや生きがいづくりのための生涯を通じた学習機会の提供は、興味、世代等に応じたものであることが望まれます。
- ・子どもへの接し方や関わり方に不安を持つ保護者に対し、家庭教育に関する相談、学習の支援を行い、教育の原点である家庭における教育力向上を図る必要があります。
- ・知識を習得し、新たなことへ興味を持ち、偉人の言葉などに触れ、人生を豊かなものにできる読書を身近なものとするため、利用しやすい図書館の運営を行う必要があります。
- ・少子化、核家族化の進行や、地域のつながりの希薄化などにより、異年齢による学習活動、体験活動などを通しての、社会性や規範性を培う機会が減少しています。

「グラフ図」挿入予定

### 施策の主な取組

#### (1) 家庭教育の充実

家庭教育に関する情報の提供に努め、保護者が子育ての不安や悩みを解消できるよう、親業講座や子育て講演を実施するとともに、専門指導員の配置など、家庭での教育が充実したものとなるよう相談体制、支援の充実を図ります。

## (2) 生涯学習の充実

多様なニーズに対応し、多くの市民が学習意欲を持てるよう、ふれあい講座のメニューや講師の充実を図るとともに、学校図書室と市立図書館との連携、利用しやすい図書館運営等により、読書の推進を図ります。

## (3) 青少年の健全育成

幅広い世代との交流を通して、地域を知り郷土に誇りを持ち、心身ともに健全な子どもが育つために、ふるさと学寮や各種体験活動などの各地域における体験、学習機会の提供に対する支援を行うとともに、姉妹都市の同世代間の交流などを通して、広い視野を持った青少年の育成に努めます。

## (4) 「伊佐さわやかあいさつ運動」の推進

人と人との信頼関係を深め、安全・安心で住みよいまちづくりと、明るく健やかな青少年の健全育成のため、これまでの家庭・学校・地域の連携に加え、企業や事業所へも呼びかけを行い、職場等での更なる取組の推進を図ることにより、市民総ぐるみの「伊佐さわやかあいさつ運動」を展開します。

### 【みんなができること】

- ・社会の規律、礼儀作法に関する教育など、家庭教育の重要性を自覚し、子どもの健全な育成を図りましょう。
- ・生涯学習に積極的に取り組み、豊かで活力のある生活を送りましょう。
- ・積極的にあいさつを交わし、みんなが明るい元気なまちにしましょう。

| KPI（重要業績評価指標）      | 基準値（2022） | 目標値（2027） |
|--------------------|-----------|-----------|
| ふれあい講座（市主催）受講者数    | 294 人     | 325 人     |
| 家庭教育学級開催数          | 119 回     | 136 回     |
| 図書館の年間貸出し冊数（1 人当り） | 2.34 冊    | 2.5 冊     |

「写真・イラスト」挿入予定

### 3 歴史、文化の継承



#### 現状と課題

- ・文化、芸術は、郷土への愛着や誇り、豊かな人間性を育むとともに、生活に潤いと活力をもたらします。
- ・日頃の文化芸術活動の発表の場を設けるとともに、多くの市民が芸術文化に触れることができるよう、情報提供に努める必要があります。
- ・子どもの頃から、郷土を知り、愛着をもてるような取組を推進する必要があります。
- ・地域の文化、歴史は、次代に引き継ぐべき地域の宝であるため、適切に継承していく必要があります。
- ・地域の史跡や伝統芸能などの貴重な文化財の保存と活用に努めていますが、地域の文化財をさらに周知する必要があります。

「グラフ図」挿入予定

#### 施策の主な取組

##### (1) 文化芸術活動の充実

文化協会と連携し、文化芸術活動を行っている団体等の発表の機会の確保や活動状況などの情報提供を行い、多くの市民が身近なところで、幅広いジャンルの文化芸術に触れることができるよう努めます。

##### (2) 郷土の歴史、伝統文化の保存・継承と活用

地域の貴重な伝統文化を、興味を持って学習できる機会の提供や、郷土芸能などを披露する場の確保に努めます。

また、郷土の歴史を身近に感じ、理解や思いを深めるため、郷土の

先人の功績や文化財に触れる機会の充実に努めるとともに、後世に継承する取組を進めます。

さらに、文化財の価値を認識できる機会を創出し、適正な保存、活用に努め、地域の伝統文化の継承を推進します。

### 【みんなができること】

- ・文化芸術活動に関心を持ち、イベントなどに積極的に参加しましょう。
- ・身近な文化財にふれて郷土の歴史を知り、次世代に引き継いでいきましょう。

| KPI（重要業績評価指標）                     | 基準値（2022） | 目標値（2027） |
|-----------------------------------|-----------|-----------|
| 文化施設利用者数<br>（文化会館・野外音楽堂・環境改善センター） | 17,288 人  | 19,000 人  |
| 文化財件数（指定・登録）                      | 61 件      | 63 件      |
| 歴史資料館の利用者数                        | 1,343 人   | 2,000 人   |

「写真・イラスト」挿入予定



## 4 スポーツの推進

### 現状と課題

- ・少子高齢化の影響により、これまで行われてきた校区対抗スポーツ大会や、青少年スポーツなどの活動が困難な状況になっています。
- ・ライフスタイル、体力、技術、目的、興味に応じて、誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境づくりを行う必要があります。
- ・かごしま国体の開催を機に、会場となる菱刈カヌー競技場を拠点としたリバースポーツやスポーツ合宿誘致を推進するとともに、様々な競技スポーツの振興を図る必要があります。

### 施策の主な取組

#### (1) 生涯スポーツの推進

身近にスポーツに親しむ機会を提供し、幅広い世代の市民がスポーツに取り組めるよう努めます。

#### (2) 競技スポーツの振興

市スポーツ協会をはじめ、各競技団体と連携して、選手の発掘・育成・強化や指導体制の充実に努めるとともに、選手、指導者の活動状況や功績を広く周知することによって、選手・指導者の意欲向上と市民意識の高揚を促進します。

#### (3) リバースポーツの推進

カヌー競技を本市のシンボリックスポーツとして選手強化等を支援するとともに、菱刈カヌー競技場で行われるカヌー大会やドラゴンボ

ート体験のPR活動・受入体制を関係団体と連携しながら整備し、リ  
バースポーツ活動が多数行われるよう努めます。

#### (4) スポーツ合宿の誘致

スポーツ合宿の誘致を進め、スポーツの振興、交流人口の増加、施  
設の有効利用を図るとともに、宿泊業や飲食業等の活性化につなげま  
す。

#### 【みんなができること】

- ・自分の目標や体力に応じて楽しく気軽にスポーツを楽しみましょう。

| KPI（重要業績評価指標） | 基準値（2022） | 目標値（2027） |
|---------------|-----------|-----------|
| スポーツ合宿実績      |           |           |
| （参加団体数）       | 13 団体     | 17 団体     |
| （参加人数）        | 439 人     | 570 人     |
| （開催日数）        | 49 日      | 65 日      |
| 体育施設の利用者数     | 32,520 人  | 35,722 人  |

「写真・イラスト」挿入予定

## 4 とともに支え合い、いきいきと暮らせるまち



### 1 高齢者福祉の充実

#### 現状と課題

- ・本市の高齢化率は、人口の 42%を超え、今後も高くなることが予想されます。
- ・高齢者単身世帯も増加傾向にあり、少子高齢化により、サービスを提供している介護専門職や、家族介護を行っている介護者などが今後ますます減少することが懸念されています。
- ・今後地域の過疎化がますます進み、孤立化が進行する懸念があります。
- ・高齢者がいつまでも元気に過ごせるよう、介護予防や生きがいづくりを推進する必要があります。
- ・住み慣れた地域で暮らすことができるよう、在宅医療、介護の連携など、関係者が相互に連携する必要があります。
- ・高齢になるほど、認知症患者数は増加する傾向にあり、認知症患者やその家族への支援の充実が必要となります。
- ・介護担い手となる専門職が不足するため、人材確保が必要となります。
- ・高齢者の財産や権利を守り、尊厳ある生活を守る必要があります。
- ・災害などの緊急時に、地域で支える体制の構築が必要となります。

「グラフ図」挿入予定



## 施策の主な取組

### (1) 社会参加、活動の場の充実

地域社会から孤立しがちな一人暮らしの高齢者が閉じこもりにならないよう、ボランティアなどの地域貢献による生きがいつくりや、通いの場所づくりなどにより、元気な高齢者が活躍できる取組を進めます。

### (2) 介護予防の推進

高齢者が健康づくりや社会活動に進んで参加できるよう動機付けを行うとともに、介護予防の大切さについての認識の向上を図ります。

また、地域におけるダンベル体操やグラウンドゴルフ、脳トレ教室などの健康づくりや参加者同士の交流の機会を通して、認知症予防、介護予防、健康増進、自立した生活につながる取組を支援します。

### (3) 生活支援サービス、医療と介護の連携

居宅での身体介護や生活援助のほか、外出支援や通所による機能訓練、自立支援を充実させ、支援を必要とする高齢者の多様なニーズに対応できるよう取り組みます。

医療機関や介護施設と連携し、利用者や家族の要望に沿った、切れ目のない医療と介護の提供に努めます。

また、地域住民や多様な主体による生活支援体制を整備し、地域包括ケアシステムの充実を図ります。

### (4) 介護人材の確保

安定した介護サービスの提供ができるように、介護の担い手となる専門職の不足を防ぐため、人材確保及び雇用促進を支援します。

#### (5) 認知症の人やその家族への支援の充実

住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう認知症の人やその家族をサポートする人材の育成や、認知症への正しい理解の促進、相談窓口の周知、容態の変化に応じて必要なサービス等の提供ができるよう支援体制の充実を図ります。

#### (6) 権利擁護支援の推進

地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、高齢者を狙った悪質商法などによる被害の防止や、高齢者虐待などの早期発見、成年後見制度の紹介などについて、地域包括支援センター、民生委員、警察等の関係機関と連携して取り組みます。

#### (7) 高齢者の安全対策の充実

災害発生時に避難等が困難な高齢者への支援体制や、緊急時の通報体制などの充実を図ります。

#### **【みんなができること】**

- ・老人クラブやシルバー人材センターなどを利用し、生きがいづくりに努めましょう。
- ・元気なうちに介護予防に取り組み、日頃から健康づくりに努めましょう。
- ・支援を必要とする人を地域で支え合いましょう。

| KPI（重要業績評価指標）                         | 基準値（2022） | 目標値（2027） |
|---------------------------------------|-----------|-----------|
| 老人クラブ会員数                              | 2,401 人   | 2,100 人   |
| 認知症サポーター養成者数                          | 4,304 人   | 4,954 人   |
| 要介護（要支援）認定率                           | 16.0%     | 16.0%     |
| 校区コミュニティで行う介護予防活動の延べ参加者数              | 11,000 人  | 11,000 人  |
| 介護認定者（事業対象者含む）のうち<br>要介護 1 ～ 5 の人数の割合 | 65.9%     | 65.9%     |

「写真・イラスト」挿入予定

## 2 健康づくりの推進、医療体制の確保

### 現状と課題

- ・健康的な生活のためには、食事、運動、休養のバランスを整えることが必要となります。
- ・栄養の偏り、運動不足などの生活習慣に起因する、糖尿病、高血圧などの生活習慣病が増加しています。
- ・本市における死亡者の主要な死因は、悪性新生物（がん）、心疾患、肺炎、脳血管疾患となっています。
- ・国民健康保険の一人当たり医療費は、県内平均よりも高額となっており、その主な疾病は、悪性新生物（がん）、循環器系疾患、神経系の疾患となっています。
- ・疾病予防、早期発見・早期治療のため、生活習慣の改善や健（検）診の受診が重要となります。
- ・いつでも医療サービスを受けることができるよう、医師会などの関係機関と連携し、医療体制の充実に努める必要があります。

「グラフ図」挿入予定

### 施策の主な取組

#### （１）健康づくりの推進

運動不足、睡眠不足、過度の飲酒や過剰な塩分摂取などの生活習慣が要因となる病気の発生を防止するため、健康教室などによる食の大切さなどに関する意識の向上や、運動する習慣を身に付ける動機付けなどの支援を行います。

また、こころの健康は、体の健康と密接に関係しているため、関係機関と連携し、日頃から楽しめる趣味や生きがいを持てるような講座

などの開催や、適度な休養、運動などストレスと上手に付き合う方法などの情報提供に努めます。

## (2) 保健予防の充実

特定健診や各種検診を実施し、病気の早期発見、早期治療を推進するとともに、受診率の向上に向けた取組を進めます。

また、検診結果に基づき、生活習慣病の予防、重症化の予防のための支援を行います。

## (3) 医療体制の確保

医師会や大学病院などの関係機関と連携し、地域の診療科の維持、医療人材の確保に努めるとともに、休日や夜間でも市民が安心して受診できる体制を維持します。

また、救急搬送や高度な医療が必要な傷病者の救命、快復のため、医療機関、消防などの関係機関と緊密に連携し、医療体制の維持、充実を図ります。

### 【みんなができること】

- ・バランスのとれた規則正しい食生活を心がけましょう。
- ・自分にあった健康づくりに取り組むとともに、健診の受診や生活習慣の見直しを行い健康管理に努めましょう。

| KPI（重要業績評価指標） | 基準値（2022） | 目標値（2027） |
|---------------|-----------|-----------|
| 特定健診の受診率      | 44.4%     | 60%       |
| 特定保健指導の実施率    | 67.2%     | 70%       |
| 肺がん検診の受診率     | 9.6%      | 25%       |

「写真・イラスト」挿入予定



### 3 ともに支え合う地域づくり

#### 現状と課題

- ・人口減少、少子高齢化の進行により、地域のつながりや地域福祉の担い手が少なくなっています。
- ・家族形態や社会環境の変化により、社会的に孤立する人や必要な支援が行き届かないなど、市民の抱える問題が多様化してきています。
- ・障がいの重度化や高齢化などにより、障がい者のニーズは多様化し、家族等への支援も重要となっています。
- ・生活が困窮している人に関しては、実態に即した就労支援や生活指導などにより、自立した日常生活を行えるよう取り組む必要があります。
- ・誰もが安心して暮らしていくために、地域住民、社会福祉協議会、事業者など多様な主体が連携していく必要があります。

「グラフ図」挿入予定

#### 施策の主な取組

##### (1) 地域共生社会の実現に向けた体制整備

暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、市民が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく生きがいをもって暮らしていけるよう、ともに支え合える地域づくりを進めます。

## (2) 障がい者の社会参画、自立支援

障がいのある人それぞれの状態やニーズに応じたサービスを提供し、障がい者に対する市民の理解を促進するための啓発に努めます。

また、障がい者支援施設等の関係機関と連携し、就労に向けた支援や雇用環境の整備を行い、地域での自立した生活に向けた取組を進めます。

## (3) 生活困窮者の自立支援

生活に困りごとを抱えている人の実態に応じた就労支援、住居確保支援などに取り組むとともに、生活保護が必要な人に対する支援を適時に実施し、日常生活や社会生活の自立に向けた支援に取り組めます。

### 【みんなができること】

・地域福祉活動やボランティア活動に関心を持ち、地域の中で協力し合いましょう。

| KPI（重要業績評価指標）            | 基準値（2022） | 目標値（2027） |
|--------------------------|-----------|-----------|
| 福祉施設の入所から地域生活へ移行した障がい者の数 | 2 人       | 3 人       |
| 生活困窮者自立支援・生活保護相談件数       | 50 件      | 75 件      |
| 生活保護自立世帯の割合              | 7 %       | 20 %      |
| 災害時避難行動要支援者個別支援計画作成者の割合  | 72 %      | 100 %     |

「写真・イラスト」挿入予定

## 5 活力ある産業と賑わいのあるまち



### 1 農林水産業の振興

#### 現状と課題

- ・世界の人口増加や農業を取り巻く世界情勢の影響による地球規模の食糧危機が懸念されており、国内における食糧自給率の向上が重要となります。
- ・本市の農業は、水稻を中心に、水稻と畜産、ねぎ、かぼちゃなどの野菜栽培を加えた複合営農形態となっています。
- ・農業就業者の高齢化が進んでおり、畜産農家も含め、担い手、後継者の確保が難しくなっています。
- ・中山間地域では、有害鳥獣による農作物への被害が見られ、生活環境への影響も懸念されます。
- ・高齢化の進行などに伴い、離農者の農地の活用や保全が必要となります。
- ・本市の畜産は、飼養戸数は減少傾向にありますが、飼養頭数は横ばいの状態にあります。
- ・家畜の病気の蔓延防止のため、地域一体となった防疫対策を徹底する必要があります。
- ・品質向上や付加価値を高め伊佐ブランドを確立することにより、収益性の向上を図る必要があります。
- ・家畜排せつ物を適正に処理するとともに、良質な堆肥の利用等により環境に配慮した農業を推進する必要があります。
- ・林業経営体数は、過疎化による後継者不足から急激に減少し、作業路網整備の遅れもあって、放置森林が散見されています。
- ・山林所有者の高齢化などにより、再造林率が低い状況にあり、災害の防止、水資源の涵養、森林資源の維持のため対策が必要となっています。



- ・特用林産については、生産基盤整備や、担い手の育成・確保の遅れから生産が伸びていない状況にあります。
- ・内水面漁業は、外来魚及びカワウによる被害が多いことからその駆除により内水面漁業の経営の安定化を図る必要があります。

「グラフ図」挿入予定

## 施策の主な取組

### (1) 新規就農者支援、認定農業者支援

就農初期の設備投資や経営ノウハウの習得などの支援を行い、新規就農者の就農の初期段階における経営安定化を図ります。

計画的な経営改善を進める農業者に対し、持続的で収益性の高い農業経営が図られるよう支援します。

### (2) 畜産振興支援

機械導入や共同作業等による省力化や商品価値の高い畜産物の生産を推進し、市内飼養頭数の維持に努めます。

### (3) 経営基盤強化

農地や農業用水路等の生産基盤が、その機能を果たすことができるよう、地域における保全管理や維持補修等の取組を推進します。

また、地域の話し合い活動を通じて離農者等の農地に関して担い手への集積化・集約化を図り、合せて農地の利活用を推進します。

#### (4) 農業の環境保全

有機肥料の利用促進や家畜排せつ物の適正処理など、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い、環境にやさしい取組を進めます。

#### (5) 鳥獣被害対策

農地への侵入を防止するため、電気柵等の設置や有害鳥獣捕獲の効率化、省力化へつながる取組の検討を図りつつ、鳥獣捕獲の取組を強化し、鳥獣による農林産物への被害軽減に努めます。

#### (6) 林業の振興

山林所有者に対し、山林の適正管理の指導や支援を行い山林の保全を図ります。また、技術研修や技能習得等の実施により担い手育成に努めるとともに、林道等の維持管理を行い、効率的な林業経営を促進します。

#### (7) 水産業の振興

川内川の内水面の資源保護のため、川内川上流漁業協同組合と連携し、外来魚及びカワウ駆除やアユなどの稚魚放流を行い、在来魚の保護に努めます。

#### 【みんなができること】

- ・農業生産技術、経営に関する知識を習得するため、積極的に研修会等に参加しましょう。
- ・普段から防疫対策に努めましょう。
- ・農地保全や将来の農地活用などについて検討や取組を進めるとともに、環境保全型農業に取り組みましょう。

| KPI（重要業績評価指標） | 基準値（2022）  | 目標値（2027）  |
|---------------|------------|------------|
| 農業総生産額        | 16,586 百万円 | 15,971 百万円 |
| 認定農業者数        | 219 人      | 219 人      |
| 認定新規就農者数      | 14 人       | 16 人       |
| 林業従事者数        | 116 人      | 121 人      |

「写真・イラスト」挿入予定

## 2 商工業の振興、雇用の確保と創出



### 現状と課題

- ・個人商店では、大型店舗への顧客の流出や、高齢化による経営への意欲の低下などによる廃業に伴う空き店舗の増加が危惧されます。
- ・空き店舗等を活用し、新たに起業を模索する人への起業支援を商工会と連携して行う必要があります。
- ・本市の事業者が、さらに成長、発展していくように、事業者間の連携を強化していく必要があります。
- ・企業誘致は、テレワークの普及に伴いサテライトオフィスの検討も含めて対応していく必要があります。
- ・6次産業化による付加価値の高い商品開発に向けた支援を行う必要があります。
- ・求人企業、事業所と求職者の就業マッチングの機会を提供し、地元就業や人材誘致を促進する必要があります。

「グラフ図」挿入予定

### 施策の主な取組

#### (1) 商工業の振興

商工業の経営が安定的に継続できるよう、基盤安定のための支援を行うとともに、事業の発展的取組に対して支援します。

また、商工会、金融機関などの関係機関と連携し、地域経済を維持する取り組みを進めます。

## (2) 商店街の活性化

商工会と連携し、地元の商店街に人の流れをつくる取組を支援するとともに、商店街のにぎわいを創出するような起業、創業を支援し、空き店舗の有効活用を図ります。

## (3) 6次産業化の推進

地元の農産物や多様な地域資源を利活用して付加価値を高める取組に対する支援を行い、市内外に向けた効果的なPRなどにより、ブランド価値を高める取組を進めます。

## (4) 雇用の確保と創出

企業や事業所と連携し、地域での雇用の場の確保に努めるとともに起業や事業拡大の取組に対する支援を行います。

また、企業、ハローワーク、高等学校などの関係機関が連携し、就業を希望する人と市内企業等とのマッチングの機会を提供し、地元での就業を支援します。

## (5) 企業誘致の推進

企業立地に必要な条件等の情報を収集し、企業のニーズに沿った受入環境の整備に努めます。

また、企業への訪問や働きかけを行い、企業誘致の実現に向けて取り組みます。

## 【みんなができること】

- ・ 地元企業や地元商店街のイベントに参加し、積極的に交流しましょう。
- ・ 地元の商店やサービスを積極的に利用しましょう。

| KPI（重要業績評価指標）   | 基準値（2022） | 目標値（2027） |
|-----------------|-----------|-----------|
| 起業等支援制度の利用件数    | 13 件      | 7 件       |
| 立地企業の従業員数       | 2,032 人   | 2,050 人   |
| 第2次・3次産業の市内総生産額 | 44,500 万円 | 45,000 万円 |
| 立地協定件数          | 1 件       | 1 件       |

「写真・イラスト」挿入予定



### 3 観光・交流、移住定住の推進

#### 現状と課題

- ・名所旧跡などを訪れるだけの観光から、そこにある人々の生活、自然、地域とのふれあいなどを求め、参加する、体験する、学ぶなどの多様な観光ニーズが高まっています。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大により、国内観光市場はもとよりインバウンド市場は特に影響を受けており、アフターコロナを見据えた取組が重要となります。
- ・これまでも海外を含む姉妹都市との交流を行っていますが、グローバル化の進展に伴い、様々な都市と市民レベルでお互いの文化に触れ、相互理解を深めるなどの交流を推進する必要があります。
- ・効果的な情報発信を行いながら、交流人口、関係人口の拡大を図り、本市への誘客につなげていく必要があります。
- ・都市部から地方への移住に対する関心が高まる中、移住体験住宅、空き家・空き店舗バンク、移住・住み替え助成、起業支援などを組み合わせ、移住希望者のニーズに対応する必要があります。

「グラフ図」挿入予定

#### 施策の主な取組

##### (1) 地域資源を活かした観光、交流の推進

本市の観光資源の魅力を積極的に活用した効果的なプロモーションを図り、誘客の増加につなげます。

農林業体験、自然体験などの体験型観光を推進し地域住民とのふれあいを深め、交流人口、関係人口の増大を図ります。

グローバル化の進展に伴い、これまでの姉妹都市交流に加え、さらに様々な都市との市民レベルでの文化、経済や観光などの交流を推進します。

## (2) 都市部とのつながりの構築

ふるさと会などを通じた都市部の出身者との連携や、ふるさと納税制度などの活用により、伊佐とつながりを持つ人との関係性を継続して構築し、遠くにいながら、本市への支援、協力をしてもらえるファンの増加に努めます。

## (3) 移住、定住の推進

趣味、仕事、住まい、暮らし方などに関するニーズの多様化に伴う地方への人の流れを捉え、田舎暮らしの体験、起業、住居整備の支援などを行い、幅広い年代の移住の実現に努めます。

### 【みんなができること】

- ・来訪者に対し、市民みんながおもてなしの心を持ちましょう。
- ・多様な価値観を理解し、誰もが地域で安心して暮らせる環境づくりに努めましょう。



| KPI（重要業績評価指標）         | 基準値（2022）  | 目標値（2027）            |
|-----------------------|------------|----------------------|
| 観光客数                  | 659,940 人  | 805,000 人            |
| 宿泊客数（キャンプ場含む）         | 21,170 人   | 34,000 人             |
| 支援制度を利用した移住者（若者・シニア）数 | 24 人       | 100 人<br>(2022～2027) |
| ふるさと納税の寄附件数           | 40,275 件   | 70,000 件             |
| ふるさと納税返礼品の産品数         | 339 品      | 580 品                |
| ふるさと納税返礼品の売上金         | 120,396 千円 | 175,000 千円           |

「写真・イラスト」挿入予定

## 6 安全、安心な住みよいまち



### 1 交通・通信環境の整備

#### 現状と課題

- ・移動手段を持たない高齢者にとって、公共交通機関の維持、確保は重要な課題となっています。
- ・近隣の主要都市、駅、空港などの公共交通施設を結ぶ地域公共交通の維持、確保は、市内外の人々にとって必要となります。
- ・公共交通機関の利用者は、減少していく傾向であるため、効率的かつ利便性の高い公共交通網を整備する必要があります。
- ・情報通信技術（ＩＣＴ）の発展により、生活のあらゆる分野でデジタル化、ネットワーク化が進展していくため、情報通信基盤の整備に加え、世代間、地域間の情報格差の解消に努める必要があります。
- ・本市には多くの道路が整備されており、幹線道路と生活道路の実態に応じて計画的に維持補修、新設改良工事等を行う必要があります。
- ・本市の基幹産業を支える農道、林道、森林作業道は、農業機械、林業機械への対応を考慮し整備する必要があります。

「グラフ図」挿入予定

## 施策の主な取組

### (1) 公共交通網の維持、強化

バス、タクシー事業者と連携して、利用者のニーズに沿った、利便性と効率性の高い公共交通網の構築を進めます。

デマンド型交通を効果的に取り入れ、多様なニーズに対応できる公共交通網の整備に努めます。

### (2) 情報通信の利便性向上

高度化する情報通信技術による多様なサービスを、世代間、地域間で格差なく、多くの市民が享受できるよう、ハードとソフトの基盤整備を進め、市民の生活の質の向上に向けて取り組みます。

### (3) 道路交通網の整備、充実

橋りょうを含めた幹線道路、生活道路は、車両と歩行者が安全に快適に通行できるよう、計画的な維持補修、改良等を行い、適正な管理に努めます。

また、農道、林道については、農林業機械への対応を図りながら、生活道路としての機能を併せ持つ路線は、市道と併せて効率的な交通網の整備に努めます。

### 【みんなができること】

- ・公共交通機関を積極的に利用しましょう。
- ・スマートフォン、パソコンなどの操作方法を学習して、便利な機能を利用しましょう。
- ・沿道沿いの除草やゴミ拾いなどにより、生活道路を快適に保ちましょう。

| KPI（重要業績評価指標）   | 基準値（2022） | 目標値（2027） |
|-----------------|-----------|-----------|
| 市民バスの年間利用者数     | 7,376 人   | 7,750 人   |
| のりあいタクシーの年間利用者数 | 4,246 人   | 4,460 人   |

「写真・イラスト」挿入予定



## 2 生活環境の整備

### 現状と課題

- ・自治会等を中心に、主体的に環境美化活動に取り組む一方で、ごみのポイ捨てや不法投棄が見受けられます。
- ・上水道は、水源の確保、水質管理並びに施設・設備の整備及び維持管理を適切に行い、どんな時でも安定して良質な水を供給する必要があります。
- ・空き家が増加し、防災、衛生面への影響が懸念されるため、居住可能な空き家の有効活用を図る必要があります。
- ・犬、猫などに関する住民トラブルが散見されるため、飼い主をはじめとする住民の意識向上が必要となります。
- ・市内には、観光地としての公園、市民の憩いの場としての公園、アウトドアレジャーを楽しめる公園などが整備されていますが、施設が老朽化したり、バリアフリー化が進んでいない公園も多いため、適正な維持管理が必要となります。
- ・高齢化等によって耕作されなくなった農地の増加や、住宅や商業施設など都市機能が集中する地域の拡大などの土地利用状況の変化に応じ、土地利用区域の見直しを行い、良好な環境を保つ必要があります。

「グラフ図」挿入予定

## 施策の主な取組

### (1) 生活環境の向上

放置された危険家屋が、周辺住民等に危害を及ぼさないよう所有者への働きかけなどを継続し、撤去に対する支援を行います。

居住可能な空き家については空き家バンクへの登録を推進し、有効活用を図ります。

悪臭、騒音、ペットなどが関連する身近なトラブルを未然に防ぐための啓発に努めます。

地域での環境美化活動の実践について啓発を行い、ごみの不法投棄の防止や、良好な生活環境が維持されるよう取り組みます。

### (2) 良質な水の安定供給

老朽管等の施設の更新や長寿命化、耐震化を計画的に実施し、漏水の防止や建設改良費の抑制等を行うとともに、適正な料金体系により、健全な事業運営に努めます。

また、水源地や配水池等への自家発電設備や緊急遮断弁等の設置、水質監視体制の充実を図り、安全で良質な水を安定的に供給します。

### (3) 公園の整備・充実

市民の活動の場、憩いの場となる公園については、快適に利用できるように適正な施設の維持管理、樹木等の環境整備に努めます。

また、子どもからお年寄り、障がい者等だれもが利用しやすいよう配慮し、利用者の多様なニーズを踏まえた公園の整備に努めます。

### (4) 適正な土地利用の推進

都市計画区域及び用途地域、農業振興地域については、利用の実態、状況の変化に応じて見直しを行い、適切な土地利用が図られるよう努めます。

### 【みんなができること】

- ・公園や広場の清掃など、地域の美化活動に参加しましょう。
- ・お互いに協力し合い、安全で安心して暮らせる地域をつくりましょう。

| KPI（重要業績評価指標）      | 基準値（2022） | 目標値（2027） |
|--------------------|-----------|-----------|
| 危険廃屋の解体・撤去助成件数     | 26 件      | 30 件      |
| 空き家バンクの成約件数        | 64 件      | 150 件     |
| 清掃・美化活動を実施した自治会の割合 | 61.65%    | 61.65%    |
| 水道事業の有収率           | 90.05%    | 95.00%    |

「写真・イラスト」挿入予定



### 3 自然環境の保全

#### 現状と課題

- ・水質汚濁の原因の大半を占めると言われている生活雑排水の未処理世帯を減らしていくために、合併処理浄化槽への転換の推進、農業集落排水施設の計画的な改修、長寿命化や、衛生センターの適切な管理を進めていく必要があります。
- ・地球環境保護のため、ごみの分別収集を徹底し、ごみの減量化、再利用、リサイクルの推進など、循環型社会に向けて取り組む必要があります。
- ・地球温暖化の主な原因とされる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量削減のため、災害の発生、景観への影響を考慮した再生可能エネルギーの普及や省エネルギーの推進を行う必要があります。

「グラフ図」挿入予定

#### 施策の主な取組

##### (1) 環境の保全

地球環境を守る身近な取組として、河川を汚さない、大気を汚さない、土壌を汚さないことを意識した行動の必要性について、幼いころから理解を深められる講習等の推進に取り組みます。

また、排水処理施設等の適正な維持管理等に努めます。



## (2) 循環型社会の形成

ごみ処理に要するコスト、ごみの分別収集の必要性等について情報発信し、ごみの減量化、再利用、リサイクルに関する市民の意識の向上を図ります。

また、エコマーク、グリーンマークに関する情報提供を行い、地球環境に配慮した製品等の購入の推進を図ります。

## (3) 再生可能エネルギー利用の推進

災害の防止、良好な景観、生活環境の保全に配慮した再生可能エネルギーの利用促進と、地域社会の良好な生活環境の確保に努めます。

また、公共施設の改修、改築等においては、自然採光や断熱化の推進、再生可能エネルギーの導入について配慮するとともに、日頃から省エネルギーに資する取組を進めます。

### 【みんなができること】

- ・ごみの減量化、資源物の正しい分別に努めましょう。
- ・日頃から「食品ロス」について考え、意識して行動しましょう。
- ・節電などの省エネルギーに努め、環境に配慮した行動を心がけましょう。

| KPI（重要業績評価指標） | 基準値（2022） | 目標値（2027） |
|---------------|-----------|-----------|
| 一日一人当たりごみ排出量  | 695 g     | 695 g     |
| 資源ごみの回収量      | 336 t     | 312 t     |
| 汚水処理人口普及率     | 65.81%    | 75.89%    |

「写真・イラスト」挿入予定



## 4 防災の充実、治安

### 現状と課題

- ・近年、記録的な豪雨が頻発する傾向があり、治水、治山の対応や避難所の適正な運営、迅速な情報伝達などが重要となります。
- ・火災や災害の予防は、資機材等の充実、人的能力の育成等などにより、消防力の向上を図るとともに、消防団及び団員の確保の在り方などを検討し、住民の命と財産を守る必要があります。
- ・自治会等における自主防災組織などの育成により、自助、共助による防災意識の向上、地域の防災力の強化を図る必要があります。
- ・高齢者等を狙った悪質商法や、携帯電話やインターネットによる消費者トラブルが発生しているため、消費生活に関する正しい知識の普及が必要となります。
- ・高齢者が関係する交通事故や、不審者による子どもへの声掛け事案などが発生しており、警察等の関係機関と連携して、住民の安全、安心を確保する必要があります。

「グラフ図」挿入予定

### 施策の主な取組

#### (1) 防災対策

治山事業や河川改修などによる危険箇所の保全や、防災拠点・避難所の設置及び適正な運営、防災メール、避難訓練、自主防災組織などの充実により、行政と市民が一体となって自然災害等から市民の生命、財産を守ります。

また、火災や災害に対応できる施設、設備の充実、消防団員の確保等により被害の軽減を図ります。

さらに、被害を最小限に抑えるための各自でできる取組に関する啓発などにより、市民が自ら防災対策に努める環境づくりを進めます。

## (2) 防犯対策

特殊詐欺や悪徳商法による被害に遭わないための啓発や、防犯協会、警察などの関係機関との連携、相談体制の充実に努めます。

また、地域における防犯灯の設置や青パト隊の活動などに対する支援を行うとともに、見守りカメラの適正な活用などにより安全で安心できる暮らしの充実に努めます。

## (3) 交通安全対策

交通安全協会、警察などの関係機関と連携し、交通安全キャンペーン等により交通安全意識の高揚、啓発活動を推進します。

また、交通安全教室を開催し、子どもや高齢者の事故防止対策に重点的に取り組みます。

さらに、ガードレール及びガードミラーの設置、区画線の整備を計画的に進めます。

## 【みんなができること】

- ・地域の自主防災組織の活動に協力し、日頃から防災に対する意識を高めましょう。
- ・火気の取扱いに留意しましょう。
- ・消費生活に関する正しい知識習得に努め、悪質な訪問販売等の被害に遭わないようにしましょう。
- ・交通ルールやマナーを守り、交通事故に気をつけましょう。

| KPI（重要業績評価指標） | 基準値（2022） | 目標値（2027） |
|---------------|-----------|-----------|
| 防災メール登録件数     | 1,730 件   | 3,000 件   |
| 交通事故発生件数      | 61 件      | 50 件      |
| 交通事故死傷者数      | 78 件      | 60 件      |
| 火災の年間発生件数     | 12 件      | 10 件      |

「写真・イラスト」挿入予定

| 基本目標                              | 施策                 | 施策の主な取組                                                                                                                                   |
|-----------------------------------|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 笑顔で創る明るいまち<br>【共生協働、人権】         | 1 共生協働、コミュニティ活動の推進 | (1)住民自治の意識向上<br>(2)地域の自立・活性化支援（総合戦略）                                                                                                      |
|                                   | 2 一人ひとりの人権の尊重      | (1)人権教育・人権啓発の推進<br>(2)男女共同参画の推進                                                                                                           |
| 2 安心して子育てができるまち<br>【子育て】          | 1 子育て支援の充実         | (1)妊娠・出産・子育てを通した切れ目のない支援の充実（総合戦略）<br>(2)幼児教育・保育の充実（総合戦略）<br>(3)地域と一体となった子育て支援の充実（総合戦略）<br>(4)児童虐待対策の充実                                    |
| 3 郷土を愛し、豊かな心を育むまち<br>【教育、文化、スポーツ】 | 1 学校教育の充実          | (1)豊かな心、確かな学力を育む教育の充実<br>(2)心身ともに健全な児童生徒の育成<br>(3)地域とともにある学校づくりの推進                                                                        |
|                                   | 2 社会教育の充実          | (1)家庭教育の充実<br>(2)生涯学習の充実（総合戦略）<br>(3)青少年の健全育成<br>(4)「伊佐さわやかあいさつ運動」の推進                                                                     |
|                                   | 3 歴史、文化の継承         | (1)文化芸術活動の充実<br>(2)郷土の歴史、伝統文化の保存・継承と活用（総合戦略）                                                                                              |
|                                   | 4 スポーツの推進          | (1)生涯スポーツの推進<br>(2)競技スポーツの振興<br>(3)リバースポーツの推進<br>(4)スポーツ合宿の誘致                                                                             |
| 4 とともに支え合い、いきいきと暮らせるまち<br>【健康、福祉】 | 1 高齢者福祉の充実         | (1)社会参加、活動の場の充実（総合戦略）<br>(2)介護予防の推進<br>(3)生活支援サービス、医療と介護の連携（総合戦略）<br>(4)介護人材の確保<br>(5)認知症の人やその家族への支援の充実<br>(6)権利擁護支援の推進<br>(7)高齢者の安全対策の充実 |
|                                   | 2 健康づくりの推進、医療体制の確保 | (1)健康づくりの推進<br>(2)保健予防の充実<br>(3)医療体制の確保（総合戦略）                                                                                             |
|                                   | 3 とともに支え合う地域づくり    | (1)地域共生社会の実現に向けた体制整備<br>(2)障がい者の社会参画、自立支援<br>(3)生活困窮者の自立支援                                                                                |

| 基本目標                          | 施策                | 施策の概要                                                                                                               |
|-------------------------------|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5 活力ある産業と賑わいのあるまち<br>【産業経済】   | 1 農林水産業の振興        | (1) 新規就農者支援、認定農業者支援（総合戦略）<br>(2) 畜産振興支援<br>(3) 経営基盤強化<br>(4) 農業の環境保全<br>(5) 鳥獣被害対策<br>(6) 林業の振興（総合戦略）<br>(7) 水産業の振興 |
|                               | 2 商工業の振興、雇用の確保と創出 | (1) 商工業の振興<br>(2) 商店街の活性化（総合戦略）<br>(3) 6次産業化の推進（総合戦略）<br>(4) 雇用の確保と創出（総合戦略）<br>(5) 企業誘致の推進                          |
|                               | 3 観光・交流、移住定住の推進   | (1) 地域資源を活かした観光、交流の推進（総合戦略）<br>(2) 都市部とのつながりの構築（総合戦略）<br>(3) 移住、定住の推進（総合戦略）                                         |
| 6 安全、安心な住みよいまち<br>【社会基盤、生活環境】 | 1 交通・通信環境の整備      | (1) 公共交通網の維持、強化（総合戦略）<br>(2) 情報通信の利便性向上（総合戦略）<br>(3) 道路交通網の整備、充実                                                    |
|                               | 2 生活環境の整備         | (1) 生活環境の向上<br>(2) 良質な水の安定供給<br>(3) 公園の整備・充実<br>(4) 適正な土地利用の推進                                                      |
|                               | 3 自然環境の保全         | (1) 環境の保全<br>(2) 循環型社会の形成<br>(3) 再生可能エネルギー利用の推進                                                                     |
|                               | 4 防災の充実、治安        | (1) 防災対策（総合戦略）<br>(2) 防犯対策<br>(3) 交通安全対策                                                                            |

## あ行

### 空き家バンク

空き家の賃貸・売却を希望する人から申込みを受けた情報を、空き家の利用を希望する人に紹介する制度。

## ICT

「Information and Communication Technology／情報通信技術」の略。コンピューターやデータ通信に関する技術をまとめた呼び方。

## IoT

「Internet of Things」の略で、「モノのインターネット」と呼ばれる。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、新たな付加価値を生み出すこと。

### インバウンド

外国人が訪れてくる旅行のこと。

## AI

「Artificial Intelligence」の略で、人工知能のこと。

### エコマーク

様々な商品（製品およびサービス）の中で、「生産」から「廃棄」にわたる全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられるマーク。

## SDGs

2015年9月の国連サミットで採択され2016年から2030年までの国際目標として定められた国際社会の共通目標。

### 温室効果ガス

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体のこと。二酸化炭素、メタン、一酸化炭素、フ

ロンガスなど。

## か行

### 核家族

夫婦とその未婚の子どもからなる家族のこと。

### 環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。

### 関係人口

移住や観光でもなく、単なる帰省でもない、日常生活圏や通勤圏以外の特定の地域に継続的に多様な形で関わる人のこと。

### キャリアパスポート

児童生徒が、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのこと。

※ポートフォリオ・・・教育分野では、子どもの作品、自己評価の記録、教師による指導と評価の記録、などをまとめたものを意味する。

### キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

### グリーンマーク

古紙を原料に再生利用した製品のためのマーク。

### 固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

## コミュニティ・スクール

教育委員会の指定により、保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」が置かれた学校のこと。

## さ行

### 再生可能エネルギー

絶えず資源が補充されて枯渇することのないエネルギー。太陽光、太陽熱、水力、風力、地熱、波力、温度差、バイオマスなど。

### サテライトオフィス

企業や団体の本社・本拠地から離れた場所に設置する小規模のオフィス。

### 食品ロス

まだ食べることができる食品が廃棄されてしまうこと。

### 省エネルギー

石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うこと。

### 重要業績評価指標（KPI）

施策の効果を検証する指標。

（KPI・・・Key Performance Indicator の略）

### 循環型社会

有限である資源を効率的に利用するとともに、循環的な利用（リサイクルなど）を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会のこと。

### スクールソーシャルワーカー

いじめや不登校、虐待、貧困など、学校や日常生活における問題に直面する子どもを支援する社会福祉の専門家。

### 3R運動

リデュース＝ごみの量を減らす、リユース＝ものを繰り返し使う、リサイクル＝資源として再び使

う、の3つの行動のこと。

### 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等によって、判断能力が十分でない人について、権利を守る援助者（家庭裁判所より選任された成年後見人等）を選ぶことで、法律的に支援する制度。

### Society 5.0

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。

## た行

### 脱炭素社会

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量「実質ゼロ」を目指す社会のこと。

### 地域包括ケアシステム

可能な限り住み慣れた地域において継続して住み続けることができるよう、ニーズに応じた住宅が提供されることを前提に、医療、介護、予防、見守りなどの多様な生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供されていく体制のこと。

### 地域包括支援センター

保健師又は経験のある看護師、主任ケアマネジャー及び社会福祉士を置き、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、包括的・ケアマネジメント等を業務として介護保険法に規定された機関。

### 地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。



## テレワーク

情報通信技術を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のことで、「Tel（離れて）」と「Work（仕事）」を組み合わせた造語。

## デマンド型交通

利用者の事前予約に応じる形で運行経路や運行スケジュールをそれに合わせて運行する地域公共交通のこと。

## 特用林産

食用とされる「しいたけ」、「えのきたけ」、「ぶなしめじ」等きのこ類、樹実類、山菜類等、非食用のうるし、木ろう等の伝統的工芸品原材料及び竹材、桐材、木炭等の森林原野を起源とする生産物のうち、一般の木材を除くものの総称。

## 都市計画区域

自然的・社会的条件や人口、土地利用、交通量等の現状と将来の見通しを勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域。

## 特定健診

平成 20（2008）年 4 月から、40 歳～74 歳の国民を対象に実施されている健康診査。

## な行

### 認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、自ら作成する「農業経営改善計画」を市町村から認定された農業者。

## 農業振興地域

農業の健全な発展および国土資源の合理的な利用の見地から、総合的に農業の振興を図る必要があると認められる地域。

## は行

### バリアフリー

障害者や高齢者等が生活する上で妨げとなる物理

的・社会的障害を取り除くこと。

## 5 G

第 5 世代移動通信システム。1～4 G に続く、携帯電などに用いられる高速データ通信を実現する移動体通信規格のこと。

## や行

### 有機肥料

油粕や魚粉、鶏糞など、植物性または動物性の有機物（炭酸そのものを除く炭素を含む化合物）を原料にした肥料のこと。

## 用途地域

都市の将来のあるべき土地利用を実現するため、建築物の用途・容積・形態について制限を定める地域。

## ら行

### ローリング方式

社会・経済の変化等に柔軟に対応できるよう、毎年度見直しを行う計画策定の方式のこと。

## 6 次産業化

1 次産業の農畜産物・水産物の生産だけでなく、食品加工（2 次産業）、流通・販売（3 次産業）にも取り組み、農林水産業を活性化させ、農山漁村の経済を豊かにしていこうとするもの。

## わ行

### ワーク・ライフ・バランス

誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について自ら希望するバランスで展開できる状態。